

平成 28 年度 文部科学省委託事業
職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進
「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

「理学・作業療法の職業実践専門課程の第三者評価等に係る先進的取組の推進」事業

事業成果報告書

平成 29 年 3 月

学校法人 福田学園

大阪リハビリテーション専門学校

本事業成果報告書に記載されている会社名、製品名等は一般に各社の登録商標または商標です。なお、本文および図表中では「TM」「®」は明記しておりません。

目次

1. 事業の概要	6
1.1. 概要・目的	6
1.2. 取組内容	7
1.2.1. 過去の取組内容の概略.....	7
1.2.2. 今年度の取組内容の概略.....	8
2. 事業の推進体制	12
2.1. 推進体制・組織.....	12
2.1.1. 実施委員会.....	12
2.1.2. 分科会	13
2.2. 事業推進の経緯.....	14
2.2.1. 実施委員会・分科会.....	14
2.2.2. 第三者評価の実証的实施.....	16
2.2.3. 事業成果報告会.....	18
3. 第三者評価の実証的实施.....	19
3.1. 実施の概要	19
3.1.1. 目的	19
3.1.2. 実施体制.....	20
3.1.3. 実施の流れ.....	21
3.2. 実施結果	22
3.2.1. 実施の経緯.....	22
3.2.2. 書面調査の実施と結果.....	25
3.2.3. 訪問調査の実施と結果.....	28
3.2.4. モデル受審校に対するアンケート調査の結果.....	31
3.3. 第三者評価報告書.....	35
学校法人青照学舎メディカル・カレッジ青照館.....	36
学校法人西野学園札幌リハビリテーション専門学校.....	68
4. 臨床実習モデルプランの試行と学修成果の検証.....	96
4.1. 概要	96
4.2. モデルプランの実施方法について.....	96
4.3. モデルプランの対象学生の抽出と判断基準について.....	97
4.4. モデルプランによる教育効果の検証について.....	98
4.5. 卒業時の到達レベルについて.....	100
4.6. 臨床実習指導者からのご意見.....	102

4.7.	まとめ	104
5.	第三者評価基準の見直し・整備（2016年度版策定）	105
5.1.	第三者評価基準（2015年度版）の改正点	105
5.1.1.	大項目	105
5.1.2.	評価判定基準	105
5.1.3.	中項目	105
5.2.	第三者評価基準項目（2016年度版）	107
6.	評価者育成カリキュラムの開発	111
6.1.	評価者スキル要件	111
6.1.1.	基本方針	111
6.1.2.	スキルの構造	112
6.1.3.	スキル要件の定義	112
6.2.	評価者育成モデルカリキュラム	123
6.2.1.	概要	123
6.2.2.	内容	124
6.3.	自己学習教材	133
6.3.1.	「評価の実施に係る関係者の役割」	133
6.3.2.	「書面調査について」	146
6.3.3.	「訪問調査と評価結果（案）の作成」	157
6.4.	評価者育成検討のための基礎資料	169
6.4.1.	日本評価学会「評価士」養成講座	169
6.4.2.	日本評価学会「学校評価士」養成講座	173
6.4.3.	参考：上級評価士	176
6.4.4.	公益財団法人日本高等教育評価機構「評価員セミナー」	177
6.4.5.	公益財団法人日本高等教育評価機構「評価員研修等に係る実践的研究」	178
6.4.6.	日本技術者教育認定機構「審査講習会・審査員研修会」	181
6.4.7.	短期大学基準協会「初任者研修・評価員全体研修」	185
6.4.8.	薬学教育評価機構「評価者を対象とする手引き」	188
6.4.9.	平成27年度第三者モデル評価・評価委員合同研修会	191
6.4.10.	評価調査者養成研修等モデルカリキュラム	194
6.4.11.	日本医療機能評価機構「サーベイヤー」	196
7.	評価者育成研修の試行的実施	198
7.1.	概要	198
7.2.	目的	198
7.3.	実施内容	199
7.3.1.	概要	199

7.3.2.	内容	200
7.3.3.	受講者アンケートの結果.....	204
7.4.	まとめ	210
7.4.1.	実施結果の検証.....	210
7.4.2.	今後に向けて.....	210
7.5.	研修会での配付資料等.....	211
資料	「自己評価報告書 記載例と評価の観点」	212
資料	「大阪リハビリテーション専門学校 自己評価報告書」	224
資料	「評価者コメントシート」(様式)	230
8.	第三者評価実施の組織・運営に関する検討.....	232
8.1.	はじめに	232
8.2.	職業実践専門課程と第三者評価.....	232
8.2.1.	専門学校における学校評価の現状.....	232
8.2.2.	第三者評価の意義.....	233
8.2.3.	理学療法・作業療法分野の第三者評価実施に向けた課題.....	233
8.3.	第三者評価実施機関に関する検討.....	234
8.3.1.	組織・運営体制.....	234
8.3.2.	実施内容.....	235
8.3.3.	モデルケース.....	235
8.4.	まとめ	236
8.5.	組織・運営体制検討のための基礎資料.....	237
8.5.1.	組織体制・活動.....	237
8.5.2.	各種の規程.....	244
資料	第三者評価基準(2016年度版)	253

1. 事業の概要

1.1. 概要・目的

平成 26 年度文部科学省委託事業「理学・作業療法の職業実践専門課程の認定要件・第三者評価等に係る先進的取組の推進」（以下、平成 26 年度事業）において、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程を対象とする第三者評価の在り方や実施手順・方法等に関する検討を重ね、その活動成果を「職業実践専門課程（理学療法・作業療法分野）第三者評価基準（2014 年度版）」として取りまとめた。この「第三者評価基準（2014 年度版）」は、機関別・分野別の評価基準の他、第三者評価を実施する上で評価者及び受審校が必要とするガイドライン等の資料・様式で構成されている。

この活動成果をベースとする発展的な取組として、平成 27 年度事業では、「第三者評価基準（2014 年度版）」を使用した理学療法士・作業療法士養成校をモデル受審校とする第三者評価の実証的实施を試みた。この実証作業を通して、「第三者評価基準（2014 年度版）」の内容の妥当性や有用性、及び問題点や改善事項等の検証を行うと共に、評価実施の手順や方法、体制等について検討を行った。このプロセスで得られた知見等を集約し、問題点や改善事項への対応を図り、その活動成果として「第三者評価基準（2015 年度版）」を策定した。

今年度は、これら過去 2 年間の取組の集大成として、理学療法士・作業療法士養成校を対象に、「第三者評価基準（2015 年度版）」に基づく第三者評価を実証的に実施した。平成 27 年度の実証的实施では、「第三者評価基準（2014 年度版）」の検証を主たる目的としていたが、今年度は次年度以降における第三者評価の実運用を想定した第三者評価の実施を試みた。

また、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程では、臨床実習における産学連携の充実・展開が重要となることから、臨床実習モデルプランの試行と学修成果の検証に係る活動も展開し、その成果を臨床実習リファレンスモデルとして取りまとめると共に、そこで得られた知見を「第三者評価基準（2016 年度版）」に反映させた。

さらに、その活動の一環として評価員の育成研修を開発・試行し、研修修了者に今回の第三者評価の評価員として活動してもらう取組も実践した。

上述のように、平成 26 年度事業から 3 年間に亘り、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程を対象とする第三者評価の策定を進めてきた。これら一連の活動の目的は、当該分野の養成校・職業実践専門課程を機関別及び分野別の視点から客観的に評価するための指標や方法を明確化・具体化し、その活用・展開を通して、職業実践専門教育のさらなる質の向上につなげていくことである。

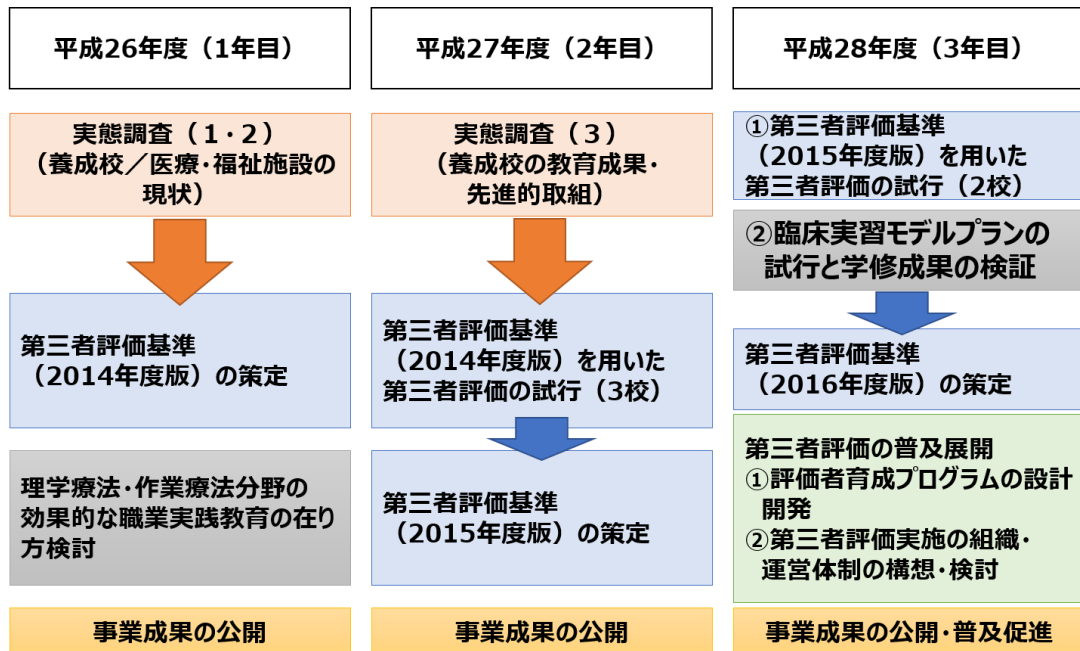
1.2. 取組内容

1.2.1. 過去の取組内容の概略

以下の図表に示すように、平成26年度事業では、理学療法士・作業療法士養成校を対象とする実態調査及び医療機関・社会福祉施設を対象とする実態調査を行い、当該分野における職業実践専門教育の実状と共に、医療・社会福祉の現場で求められている専門職としての能力等の把握を試みた。さらに、この調査の検証結果に基づき、当該分野の職業実践専門課程を対象とする第三者評価の在り方を検討し、その活動成果を「第三者評価基準（2014年度版）」として取りまとめた。また、これと並行して、理学療法士・作業療法士養成のための効果的な職業実践教育の在り方についても検討を重ねた¹。

2年目となる平成27年度事業では、平成26年度事業の成果をベースとする発展的な取組として、「第三者評価基準（2014年度版）」による第三者評価の実証的な実施を行った。また、理学療法士・作業療法士養成校を対象に、専門知識・技術等の学修成果の実状に関する実態調査も実施した。これらふたつの取組の結果に対する検証を通して、「第三者評価基準（2014年度版）」の見直し・改訂を行い、その成果として「第三者評価基準（2015年度版）」を策定した²。

図表 1.1 3年間の取組内容



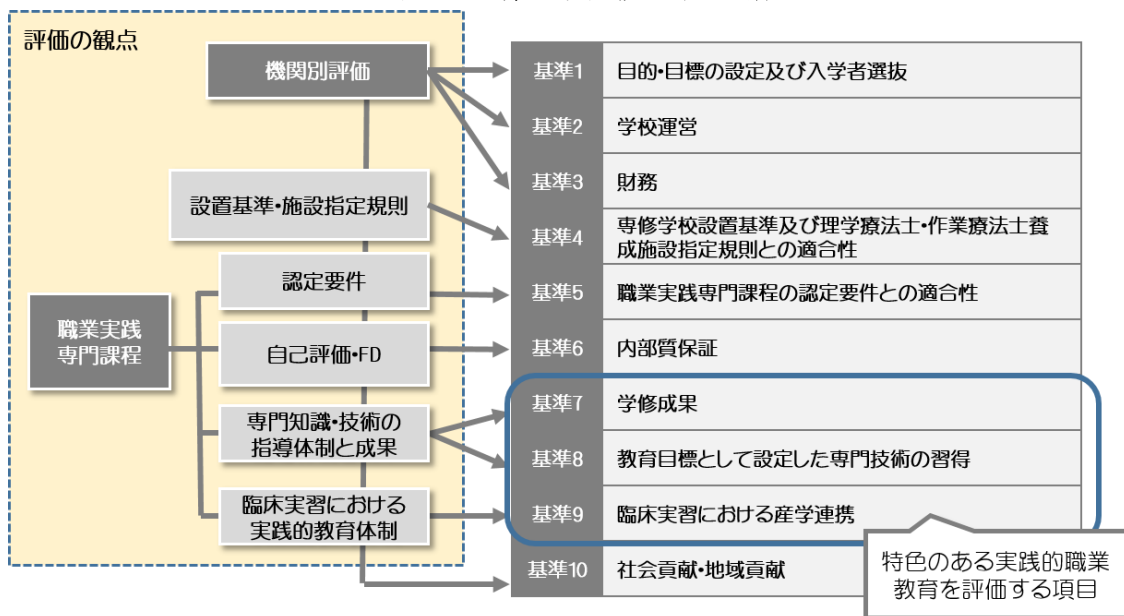
¹ 学校法人福田学園大阪リハビリテーション専門学校：『「平成26年度理学・作業療法の職業実践専門課程の認定要件・第三者評価等に係る先進的取組の推進」事業 事業成果報告書』（平成27年3月）

² 学校法人福田学園大阪リハビリテーション専門学校：『「平成27年度理学・作業療法の職業実践専門課程の第三者評価等に係る先進的取組の推進」事業 事業成果報告書』（平成28年3月）

「第三者評価基準（2015年度版）」は次に図示するように、10の大項目で構成され、その下部に中項目として57項目が設定されている。

内容は機関別評価と分野別評価からなり、基準1～6と基準10については、専修学校設置基準、養成施設指定規則、専修学校職業実践専門課程認定要件の認可基準と照らし合わせ、基準7～9については、特色ある職業実践教育を評価する項目となっている。これらのうち、基準8・9は、平成26・27年度事業で実施した養成校対象の実態調査と医療機関・社会福祉施設対象の実態調査の結果分析を踏まえて、当該分野における職業実践教育の特徴に焦点を当てた「教育目標として設定した専門技術の習得」「臨床実習における産学連携」を評価項目として設定している。換言すれば、ここに当該分野を対象とする分野別評価としての特徴がある。

図表 1.2 第三者評価基準の構成



1.2.2. 今年度の取組内容の概略

事業活動として継続3年目となる平成28年度は、次年度以降における理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程を対象とする第三者評価実施の実運用を想定し、「第三者評価基準（2015年度版）」に基づく第三者評価の実証的实施と検証を通して、第三者評価システムの完成度の向上を図る活動を軸に以下の取組を展開した。

- ① 「第三者評価基準（2015年度版）」による第三者評価の実証的実施と検証
- ② 臨床実習モデルプランの試行と学修成果の検証
- ③ 「第三者評価基準（2016年度版）」の策定

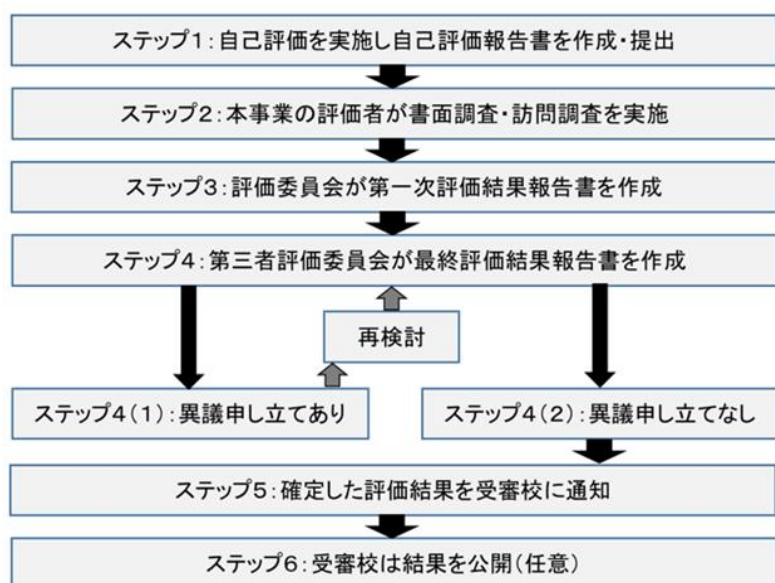
- ④ 評価者育成プログラムの設計・開発、試行
- ⑤ 第三者評価実施のための組織・運営体制の構想・検討

1.2.2.1. 第三者評価の実証的な実施と検証

平成 27 年度事業の成果である「第三者評価基準（2015 年度版）」に基づく職業実践専門課程に対する第三者評価の実証的な実施を次の 2 校をモデル受審校として行った。

- 学校法人西野学園 札幌リハビリテーション専門学校／理学療法士科・作業療法士科
- 学校法人青照学者 メディカル・カレッジ青照館／理学療法学科・作業療法学科

図表 1.3 第三者評価実施のプロセス



具体的な実施内容は、上の図表に示すように、受審校による『自己評価報告書』の作成・提出（ステップ 1）から書面調査・訪問調査の実施（ステップ 2）、評価員による『第三者評価報告書』（案）の作成（ステップ 3・4）、確定した『第三者評価報告書』の受審校への通知（ステップ 5）までのプロセスを実施した。

ここでは、次年度以降における第三者評価の実運用を想定した手順・方法に沿って活動を進め、実施を通して「第三者評価基準（2015 年度版）」の妥当性・有用性、問題点・改善事項等の検証を行った。

この取組の成果については、本報告書の第 3 章にまとめられている。

1.2.2.2. 臨床実習モデルプランの試行と学修成果の検証

職業実践専門課程では、産学連携による実践的な職業教育がひととき重要視されている。理学療法・作業療法分野の場合は、臨床実習が産学連携による実践教育の場として、職業統合型教育の機会として非常に重要な位置づけにあり、臨床実習における教員と実習指導者の連携に基づく指導や個々の学生に対応したフォローアップなどが学生の臨床的能力の獲得・向上に大きく影響することとなる。

本事業では、当該分野の職業実践専門教育の一層の質的向上を目的として、産学連携を強化した「教員介入型臨床実習指導」をモデルプランとして立案・計画、試行し、その学修成果に対する分析・検証を試みた。さらに、この試行の成果を「第三者評価基準（2016年度版）」の評価項目である臨床実習における産学連携の実践に反映させることとした。

この取組の成果については、本報告書の第4章にまとめられている。

1.2.2.3. 第三者評価基準 2016年度版の策定

上記の第三者評価の実証的な実施と検証、並びに臨床実習モデルプランの試行と学修成果の検証の結果を踏まえて、「第三者評価基準（2015年度版）」の見直し・改善策等の検討を行い、「第三者評価基準（2016年度版）」を策定し、理学療法・作業療法分野の第三者評価システムとしての完成度を高めた。

この取組の成果については、本報告書の第5章及び巻末資料にまとめられている。

1.2.2.4. 評価者育成プログラムの設計・開発、試行

第三者評価の実運用では、第三者評価を担当する評価者の育成と確保が重要な課題となる。評価者には、機関別評価・分野別評価の評価項目・基準に関する理解や、評価実施の手順・方法の習得の他、評価者としての基本的な態度・姿勢も要求されることになる。

本事業では、第三者評価の今後の実運用への対応を見据える視点から、第三者評価を担う評価者育成プログラムの設計・開発を実施した。具体的には、評価者に求められる専門的な知識・技術、態度をスキル要件として系統化し、これをベースとして、評価者育成のモデルカリキュラムを策定した。

さらに、このモデルカリキュラムに基づき、今年度の第三者評価の実証的实施において評価者を担当する専門学校教職員を対象とする研修プログラムを構築・試行した。

評価者育成モデルカリキュラムについては本報告書の第6章に、研修プログラムの試行については第7章にまとめられている。

1.2.2.5. 第三者評価実施のための組織・運営体制の構想・検討

過去3年間に亘る継続的な取組を通して、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程を対象とする第三者評価のしくみを構築してきたが、これからの実運用では、このしくみを動かす組織・運営体制が不可欠となる。

平成28年度、第三者評価に係る11の事業が推進されているが、これらを束ねる組織として「各コンソーシアム連絡調整会議」が設けられ、その分科会として分野横断的な第三者評価の課題を審議する「評価検討部会」においても、第三者評価の評価機関の設立・運営は重要な論点とされてきた。

本事業においても、理学療法・作業療法分野の第三者評価実施という視座から、第三者評価実施のための組織・運営体制の在り方について検討を実施してきた。ひとつの結論を得るには至っていないが、今後の継続的な議論を深めていくための論点、課題について整理することができた。

この取組の成果については、本報告書の第8章にまとめられている。

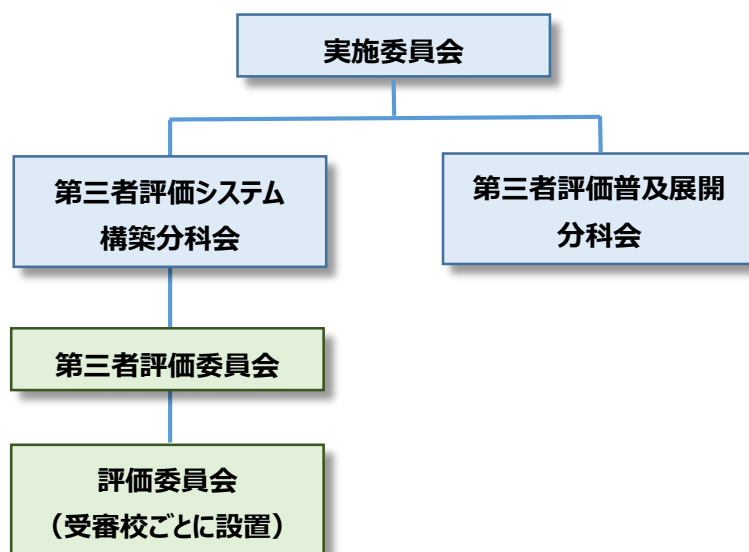
2. 事業の推進体制

2.1. 推進体制・組織

平成 26 年度、27 年度の事業と同じく、学校法人福田学園大阪リハビリテーション専門学校（大阪府）を代表機関とする産学連携組織である「実施委員会」を編成し、これを本事業の推進主体とした。

また、実施委員会の下部組織として、事業活動に係る実作業を担当する「第三者評価システム構築分科会」と「第三者評価普及展開分科会」を設けた。第三者評価の実証的实施については、この第三者評価システム構築分科会の下に、受審校に対する評価の実作業を担当する「評価委員会」及び、評価委員会の評価結果を審議し、第三者評価報告の最終的な内容を決定する「第三者評価委員会」を配置した。

図表 2.1 推進体制・組織



2.1.1.1. 実施委員会

実施委員会は理学療法士・作業療法士の養成課程を運営する専門学校の他、当該分野の学校協会、教育評価機関、職能団体、医療機関等で構成されている。これらのうち専門学校 6 校の所在地は、大阪府、東京都、神奈川県、香川県、福岡県と広範に及んでいる。

以下の図表に、実施委員会の構成機関を一覧で示す。

実施委員会は、本事業の活動期間中に計 3 回の会合を行い、事業の推進主体として、取組の方向性や内容の具体化に関する検討、中間成果物を含む活動成果に対する評価と改善の指示、活動全般に係る重要事項の意思決定等の役割を担った。

図表 2.2 実施委員会の構成機関・団体

区分	構成機関	所在地
教育機関	学校法人福田学園 大阪リハビリテーション専門学校	大阪府
	学校法人敬心学園 日本リハビリテーション専門学校	東京都
	学校法人岩崎学園 横浜リハビリテーション専門学校	神奈川県
	学校法人大阪滋慶学園 大阪医療福祉専門学校	大阪府
	学校法人穴吹学園 専門学校穴吹リハビリテーションカレッジ	香川県
	学校法人麻生塾 専門学校麻生リハビリテーション大学校	福岡県
	学校法人加計学園 岡山理科大学	岡山県
学校協会	一般社団法人 全国リハビリテーション学校協会	東京都
評価機関	一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構	東京都
	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構	東京都
職能団体	公益社団法人 大阪府理学療法士会	大阪府
	一般社団法人 大阪府作業療法士会	大阪府
医療機関	医療法人錦秀会 阪和第二泉北病院	大阪府

2.1.2. 分科会

実施委員会の下部組織として、事業の実作業を担当する2つの分科会「第三者評価システム構築分科会」「第三者評価普及展開分科会」を設置した。

(1) 第三者評価システム構築分科会

第三者評価システム構築分科会は、「第三者評価基準（2015年度版）」による第三者評価の実証的实施、臨床実習モデルプランの試行と学修成果の検証、「第三者評価基準（2016年度版）」の策定に係る実作業、検討を担当した。

(2) 第三者評価普及展開分科会

第三者評価普及展開分科会は、これからの第三者評価の普及展開を見据えて、評価者育成のためのモデルカリキュラム策定、研修プログラムの構築・試行、及び第三者評価実施のための組織・運営体制の構想・検討に係る実作業を担当した。

(3) 評価委員会

第三者評価の実証的实施に関しては、書面調査、訪問調査及びその結果に基づく『第三者評価報告書』の作成といった時間的にも作業量的にも膨大な役務を必要とすることから、分科会の下に、これらの実働部隊となる「評価委員会」を受審校ごとに設置した。

評価委員会は、平成27年度事業での評価実務経験者2名の他、実施委員会構成機関に所

属する教職員 5 名の計 7 名で構成した。

(4) 第三者評価委員会

評価委員会による第三者評価報告の妥当性等を審議し、報告内容を最終決定する機関として、「第三者評価委員会」を設け、第三者評価の適正さを担保する構造を整備した。

第三者評価委員会は、第三者評価の専門家、当該分野の専門家による計 3 名で構成した。

(5) モデル受審校

第三者評価の実証的实施においてモデル受審校として協力を頂いたのは、次の 2 校の各課程である。

- 学校法人西野学園 札幌リハビリテーション専門学校／理学療法士科・作業療法士科
- 学校法人青照学者 メディカル・カレッジ青照館／理学療法学科・作業療法学科

2.2. 事業推進の経緯

事業の実施期間中、実施委員会、分科会（2 つの分科会の合同開催）をそれぞれ計 3 回、計 4 回開催し、事業の具体化を進めた。また、第三者評価の実証的实施に係る評価委員会は書面調査の会合、訪問調査、書面調査・訪問調査後の第三者評価報告に関する会合を行い、各モデル受審校の第三者評価報告書（案）をとりまとめた。第三者評価報告書（案）は、評価委員会の上部機関である第三者評価委員会で審議・決定された後、各モデル受審校に提示され、異議申し立ての受付を経て確定版が仕上げられた。

2.2.1. 実施委員会・分科会

以下に実施委員会及び分科会の開催実績を一覧で示す。なお、分科会は日程等の事情から 2 つの分科会の合同開催という運営方法とした。

図表 2.3 事業推進の経緯

第 1 回実施委員会・第 1 回分科会（合同会議）

□日時：平成 28 年 8 月 2 日（火）14:00～15:45

□場所：学校法人福田学園

□議題

- 1) 委員長挨拶
- 2) 委員紹介
- 3) 平成 28 年度文部科学省委託事業の今後～学修成果の把握について～
- 4) 本事業の説明

<ul style="list-style-type: none"> ①事業計画の概要 ②臨床実習モデルプラン ③意見交換・質疑応答 <p>5) 事務連絡</p>
<p>第2回分科会</p> <p><input type="checkbox"/>日時：平成28年8月2日（火）15:55～17:00</p> <p><input type="checkbox"/>場所：学校法人福田学園</p> <p><input type="checkbox"/>議題</p> <p>第三者評価受審校の実務担当者に対する第三者評価の説明・共通理解を目的に以下の内容で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 第三者評価受審の全体スケジュール 2) 自己評価報告書の記入要領・提出方法 3) 質疑応答
<p>第2回実施委員会・第3回分科会（合同会議）</p> <p><input type="checkbox"/>日時：平成28年12月15日（木）15:00～17:00</p> <p><input type="checkbox"/>場所：学校法人福田学園</p> <p><input type="checkbox"/>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 委員長挨拶 2) 専門職業大学の動向と今後の専門学校の振興について 3) 各コンソーシアム連絡調整会議／評価検討部会 報告 4) 事業経過報告 <ul style="list-style-type: none"> ①第三者評価事業について ②臨床実習モデルプランについて 5) 質疑応答・意見交換 6) 事務連絡
<p>第3回実施委員会・第4回分科会（合同会議）</p> <p><input type="checkbox"/>日時：平成29年2月9日（木）15:00～17:00</p> <p><input type="checkbox"/>場所：学校法人福田学園</p> <p><input type="checkbox"/>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 委員長挨拶 2) 事業報告まとめ（2/16 成果発表概要） 3) 各モデル受審校 第三者評価報告書（確定版） <ul style="list-style-type: none"> ①三年間の事業報告 ②理学療法分野における臨床実習モデルプラン 4) 職業実践専門課程の質保証と第三者評価のしくみの在り方 5) 各委員からの総評・質疑等意見交換

6) 次年度について／閉会の挨拶

2.2.2. 第三者評価の実証的实施

以下に、第三者評価の実証的实施の経緯を一覧で示す。

図表 2.4 第三者評価の実証的实施

モデル受審校の自己点検・評価 □期間：平成 28 年 8 月 2 日（火）～9 月 23 日（金） 1) 分科会による各受審校実務担当者への説明（8 月 2 日） 2) 各受審校による『自己評価報告書』の作成・資料等の整備（8 月 3 日～9 月 23 日）
評価員研修会 □日時：平成 28 年 9 月 8 日（木）14:00～17:00 □場所：学校法人福田学園 □議題 1) 第三者評価について（総論） 2) 『理学療法・作業療法分野における第三者評価実施手引書』解説 3) 各評価の観点や昨年度の評価の論点について 4) 模擬評価者会議① 書面調査 5) 模擬評価者会議② 訪問調査 6) 質疑応答
評価員による『自己評価報告書』の査読 □期間：平成 28 年 9 月 26 日（月）～10 月 26 日（水） ※評価員個々による『自己評価報告書』の査読・第三者評価の実施（「評価者コメントシート」への評価結果・理由等の記入）
第 1 回評価委員会（メディカル・カレッジ青照館・書面調査） □日時：平成 28 年 10 月 27 日（木）13:30～15:30 □場所：学校法人福田学園 □議題：学校法人青照館メディカル・カレッジ青照館の第三者評価 1) 中項目の評価の検討 2) 訪問調査に向けた確認事項・追加資料等の検討
第 1 回評価委員会（札幌リハビリテーション専門学校・書面調査） □日時：平成 28 年 10 月 27 日（木）16:00～18:00 □場所：学校法人福田学園 □議題：学校法人西野学園札幌リハビリテーション専門学校の第三者評価 1) 中項目の評価の検討

<p>2) 訪問調査に向けた確認事項・追加資料等の検討</p>
<p>訪問調査（メディカル・カレッジ青照館）</p> <p><input type="checkbox"/>日時：平成 28 年 11 月 10 日（木）9:30～15:00</p> <p><input type="checkbox"/>場所：学校法人青照館メディカル・カレッジ青照館</p> <p><input type="checkbox"/>議題：学校法人青照館メディカル・カレッジ青照館の第三者評価</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 書面調査結果の確認・意見交換 2) 在校生インタビュー 3) 施設・設備の視察 4) 総括
<p>訪問調査（札幌リハビリテーション専門学校）</p> <p><input type="checkbox"/>日時：平成 28 年 11 月 15 日（木）9:00～15:00</p> <p><input type="checkbox"/>場所：学校法人西野学園札幌リハビリテーション専門学校</p> <p><input type="checkbox"/>議題：学校法人西野学園札幌リハビリテーション専門学校の第三者評価</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 書面調査結果の確認・意見交換 2) 在校生インタビュー 3) 施設・設備の視察 4) 総括
<p>第 2 評価委員会（メディカル・カレッジ青照館・第三者評価報告書）</p> <p><input type="checkbox"/>日時：平成 28 年 12 月 1 日（木）13:30～15:30</p> <p><input type="checkbox"/>場所：学校法人福田学園</p> <p><input type="checkbox"/>議題：学校法人青照館メディカル・カレッジ青照館 第三者評価報告書検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 『第三者評価報告書』（案）の説明 2) 『第三者評価報告書』（案）の内容検討
<p>第 2 評価委員会（札幌リハビリテーション専門学校・第三者評価報告書）</p> <p><input type="checkbox"/>日時：平成 28 年 12 月 1 日（木）16:00～18:00</p> <p><input type="checkbox"/>場所：学校法人福田学園</p> <p><input type="checkbox"/>議題：学校法人西野学園札幌リハビリテーション専門学校 第三者評価報告書検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 『第三者評価報告書』（案）の説明 2) 『第三者評価報告書』（案）の内容検討
<p>第三者評価報告書（案）の作成</p> <p><input type="checkbox"/>日程：平成 28 年 12 月 2 日（金）～12 月 14 日（水）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 評価委員会によるメディカル・カレッジ青照館『第三者評価報告書』（案）作成 2) 評価委員会による札幌リハビリテーション専門学校『第三者評価報告書』（案）作成
<p>第三者評価委員会</p> <p><input type="checkbox"/>日時：平成 28 年 12 月 15 日（木）13:00～14:30</p>

<input type="checkbox"/> 場所：学校法人福田学園 <input type="checkbox"/> 議題 1) 第三者評価事業 現在までの経緯説明 2) 学校法人青照館メディカル・カレッジ青照館『第三者評価報告書』（案）の説明 3) 学校法人西野学園札幌リハビリテーション専門学校『第三者評価報告書』（案）の説明 4) 意見交換
モデル受審校への通知・意義申し立て受付 <input type="checkbox"/> 日程：平成28年12月26日（月）～平成29年1月16日（月） 1) モデル受審校への『第三者評価報告書』（案）の通知 2) 意義申し立て受付
第三者評価報告書の確定・通知 <input type="checkbox"/> 日程：平成29年1月17日（火）～19日（木） 1) モデル受審校からの意義申し立ての審議 2) 審議の結果に基づく『第三者評価報告書』（案）の修正と最終報告の確定

2.2.3. 事業成果報告会

図表 2.5 事業成果報告会

<input type="checkbox"/> 日時：平成29年2月16日（木）14:00～15:30 <input type="checkbox"/> 場所：学校法人福田学園 <input type="checkbox"/> 対象：全国の理学療法士・作業療法士養成課程を運営する高等教育機関 <input type="checkbox"/> 内容 1) 開会挨拶 2) 事業報告まとめ ①三年間の事業成果報告 ②理学療法分野における臨床実習モデルプラン 3) 質疑応答・意見交換等
--

3. 第三者評価の実証的实施

3.1. 実施の概要

3.1.1. 目的

本報告書の第1章で述べたように、平成26年度事業において、理学・作業療法の職業実践専門課程の専修学校を対象とする第三者評価の指標として「職業実践専門課程（理学療法・作業療法分野）第三者評価基準（2014年度版）」を取りまとめた。

さらに、この活動成果をベースとする発展的な取組として、平成27年度事業では、理学療法士・作業療法士養成の職業実践専門課程を運営する専修学校3校をモデル受審校として、「第三者評価基準（2014年度版）」を使用して第三者評価を試行した。この実証活動を通して2014年度版の内容の妥当性や有用性、問題点や改善事項等の検証を行うと共に、問題点・改善事項への対応を図り、「第三者評価基準（2015年度版）」へと更新した。

今年度は、これら過去2年間の取組成果の集大成として、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程を運営する専修学校を対象に、「第三者評価基準（2015年度版）」に基づく第三者評価の試行を実施した。平成27年度の試行では、「第三者評価基準（2014年度版）」の検証を第一義的な目的としたが、今年度は次年度以降における当該分野における第三者評価の実運用を想定しつつ第三者評価の実証的な実施を試みた。

また、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程では、臨床実習における産学連携の充実・展開が重要となることから、臨床実習モデルプランの試行と学修成果の検証に係る活動も展開し、その成果を臨床実習リファレンスモデルとして取りまとめ、そこで得られた知見を「第三者評価基準（2016年度版）」に反映させた。

さらに、第三者評価実施の一環として、評価員の育成研修の開発と実施を行い、研修修了者に今回の第三者評価の評価員として活動に参加してもらう取組も実践した。

これら一連の取組を通して、実運用を想定した当該分野の第三者評価システムの完成度を構築・整備することが目的である。

本章では、上記の取組のうち、モデル受審校を対象に行った「第三者評価基準（2015年度版）」による第三者評価の試行について報告する。評価員研修に係る取組については、第6、7章、臨床実習モデルプランの試行については第4章で報告する。

3.1.2. 実施体制

3.1.2.1. 評価体制

第三者評価の実証的实施にあたって、適切な実施と検証のための実施体制を整備した。具体的には、第三者評価システム構築分科会の下部組織として、第三者評価の実証的实施の実作業を担当する「第三者評価委員会」と「評価委員会」を設置した。

評価委員会は第三者評価の対象となるモデル受審校ごとに設けられる組織で、受審校による『自己評価報告書』に基づく書面調査と訪問調査を行い、『第三者評価報告書』をまとめる実作業を担当する。今年度事業では、モデル受審校であるメディカル・カレッジ青照館、札幌リハビリテーション専門学校のそれぞれに対して評価委員会を設けた。

一方、第三者評価委員会は、評価委員会が作成する『第三者評価報告書』に基づき、第三者評価の手続きや評価実施の内容、評価結果等を審議し、最終的な報告内容を決定する。これにより、報告書の妥当性・適切性を担保する役割を担う。

本事業における第三者評価の実施は、「第三者評価基準（2016年度版）」及び実施手順や体制の検証、並びに実運用に向けた完成度の向上を第一の目的としているが、その前提として、第三者評価が適正に行われ、その結果も適切なものとなることが基本的な要件となる。この第三者評価委員会は、これを担保するための組織的なしくみである。

以下に、第三者評価委員会及び評価委員会の構成員を一覧で記す。

図表 3.1 第三者評価委員会の構成

氏名	所属・役職
福田益和	学校法人福田学園・理事長
関口正雄	特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構・理事
越智久雄	学校法人福田学園大阪リハビリテーション専門学校・校長

図表 3.2 評価委員会（メディカル・カレッジ青照館）

氏名	所属・役職
越智久雄	学校法人福田学園大阪リハビリテーション専門学校・校長
中平剛志	学校法人福田学園大阪リハビリテーション専門学校・教務課長（兼）理学療法学科学科長
林克郎	学校法人岩崎学園横浜リハビリテーション専門学校・副校長
岸村厚志	学校法人大阪滋慶学園大阪医療福祉専門学校・作業療法士学科学科長
福田稔	学校法人穴吹学園専門学校穴吹リハビリテーションカレッジ・理事

図表 3.3 評価委員会（札幌リハビリテーション専門学校）

氏名	所属・役職
越智久雄	学校法人福田学園 大阪リハビリテーション専門学校・校長
中平剛志	学校法人福田学園 大阪リハビリテーション専門学校・教務課長（兼）理学療法学科学科長
工藤征四郎	学校法人敬心学園 日本リハビリテーション専門学校・副校長
大熊一博	学校法人麻生塾 専門学校麻生リハビリテーション大学校・校長代行

3.1.2.2. モデル受審校

平成 27 年度事業における第三者評価の試行では、事業の推進主体である実施委員会の構成機関である養成校 3 校に協力を依頼し行ったが、今年度は次年度以降の実運用を想定する狙いから、実施委員会の構成機関ではない以下の 2 校に対して協力を求めた。また、評価の内容・範囲も、平成 27 年度事業では、3 校のうち 1 校のみについて全基準（10 基準項目）の評価を行い、残り 2 校に対しては分野別評価（3 基準項目）に限定して実施したが、今年度は 2 校いずれについても全基準の評価を実施した。

図表 3.4 モデル受審校

学校名／学科名	所在地
学校法人青照学舎メディカル・カレッジ青照館／理学療法学科・作業療法学科	熊本県
学校法人西野学園札幌リハビリテーション専門学校／理学療法士科・作業療法士科	北海道

3.1.3. 実施の流れ

本事業における第三者評価の実証的实施の流れは、次に掲載する図表の通りである。

第三者評価実施のプロセスは、6 つのプロセスで構成されている。今回は、試行としてステップ 1 からステップ 5 までを実施した。

ステップ 1 は、モデル受審校による自己点検・評価の実施と『自己評価報告書』作成及び事務局への提出である。今回は、このステップに約 1.5 カ月の期間を設定することとした。

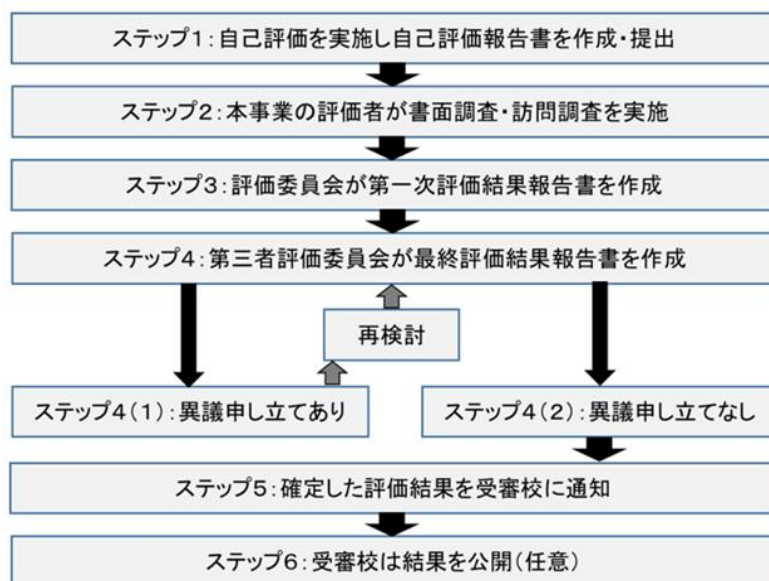
ステップ 2 は、評価員による書面調査と訪問調査である。書面調査では、『自己評価報告書』に基づき基準項目ごとに第三者評価を検討すると共に、『自己評価報告書』の記載のみでは把握しきれない事項を抽出し、それらを確認するための追加資料等を明確にする。続く、訪問調査では、モデル受審校を実際に訪問し、実務担当者等と対面でのやり取りや追加資料等の確認を通して、第三者評価に関する検討を深めていく。

ステップ 3 では、書面調査及び訪問調査の結果に基づき、評価員が合議の下に『第三者評価報告書』（第 1 次案）を作成する。続くステップ 4 で、この第 1 次案の内容の妥当性等を

評価委員会の上部機関である第三者評価委員会が審議し、最終報告案を確定する。

最終報告案は各モデル受審校に通知され、内容等の意義について申し立てを受け付ける。異議申し立てがある場合には、評価委員会・第三者評価委員会で再度検討の上、必要に応じて修正等を行い、『第三者評価報告書』を確定し、モデル受審校に通知する（ステップ 5）。

図表 3.5 第三者評価実施のプロセス



3.2. 実施結果

3.2.1. 実施の経緯

ステップ 1 のモデル受審校による自己点検・評価と『自己評価報告書』の作成は 8 月から 9 月下旬の期間で実施した。なお、評価員研修会は第三者評価実施のステップ 1 に含まれる活動ではないが、本事業では、実証的实施を担当する評価員を養成する狙いから、この段階で評価員研修会を開催した。

ステップ 2 の書面調査・訪問調査及びそれに伴う評価委員会は 10 月から 12 月の期間に行い、12 月に評価委員会による『第三者評価報告書』(案)を作成した(ステップ 3)。続けて、第三者評価委員会において報告書(案)の内容や記述表現の妥当性等を審議し、『第三者評価報告書』(最終案)を取りまとめた(ステップ 4)。

12 月下旬に『第三者評価報告書』(最終案)を各モデル受審校に通知すると共に、意義申し立て受付を行い、モデル受審校からの申し立て結果を踏まえて、『第三者評価報告書』を確定した。

図表 3.6 第三者評価実証的実施の経緯

ステップ 1
<p>モデル受審校の自己点検・評価</p> <p><input type="checkbox"/> 期間：平成 28 年 8 月 2 日（火）～9 月 23 日（金）</p> <p>1) 分科会による各受審校実務担当者への説明（8 月 2 日）</p> <p>2) 各受審校による『自己評価報告書』の作成・資料等の整備（8 月 3 日～9 月 23 日）</p>
<p>評価員研修会</p> <p><input type="checkbox"/> 日時：平成 28 年 9 月 8 日（木）14:00～17:00</p> <p><input type="checkbox"/> 場所：学校法人福田学園</p> <p><input type="checkbox"/> 議題</p> <p>1) 第三者評価について（総論）</p> <p>2) 『理学療法・作業療法分野における第三者評価実施手引書』解説</p> <p>3) 各評価の観点や昨年度の評価の論点について</p> <p>4) 模擬評価者会議① 書面調査</p> <p>5) 模擬評価者会議② 訪問調査</p> <p>6) 質疑応答</p>
ステップ 2
<p>評価員による『自己評価報告書』の査読</p> <p><input type="checkbox"/> 期間：平成 28 年 9 月 26 日（月）～10 月 26 日（水）</p> <p>※評価員個々による『自己評価報告書』の査読・第三者評価の実施（「評価者コメントシート」への評価結果・理由等の記入）</p>
<p>第 1 回評価委員会（メディカル・カレッジ青照館・書面調査）</p> <p><input type="checkbox"/> 日時：平成 28 年 10 月 27 日（木）13:30～15:30</p> <p><input type="checkbox"/> 場所：学校法人福田学園</p> <p><input type="checkbox"/> 議題：学校法人青照館メディカル・カレッジ青照館の第三者評価</p> <p>1) 中項目の評価の検討</p> <p>2) 訪問調査に向けた確認事項・追加資料等の検討</p>
<p>第 1 回評価委員会（札幌リハビリテーション専門学校・書面調査）</p> <p><input type="checkbox"/> 日時：平成 28 年 10 月 27 日（木）16:00～18:00</p> <p><input type="checkbox"/> 場所：学校法人福田学園</p> <p><input type="checkbox"/> 議題：学校法人西野学園札幌リハビリテーション専門学校の第三者評価</p> <p>1) 中項目の評価の検討</p> <p>2) 訪問調査に向けた確認事項・追加資料等の検討</p>
<p>訪問調査（メディカル・カレッジ青照館）</p> <p><input type="checkbox"/> 日時：平成 28 年 11 月 10 日（木）9:30～15:00</p> <p><input type="checkbox"/> 場所：学校法人青照館メディカル・カレッジ青照館</p>

<input type="checkbox"/> 議題：学校法人青照館メディカル・カレッジ青照館の第三者評価 1) 書面調査結果の確認・意見交換 2) 在校生インタビュー 3) 施設・設備の視察 4) 総括
訪問調査（札幌リハビリテーション専門学校） <input type="checkbox"/> 日時：平成 28 年 11 月 15 日（木）9:00～15:00 <input type="checkbox"/> 場所：学校法人西野学園札幌リハビリテーション専門学校 <input type="checkbox"/> 議題：学校法人西野学園札幌リハビリテーション専門学校の第三者評価 1) 書面調査結果の確認・意見交換 2) 在校生インタビュー 3) 施設・設備の視察 4) 総括
第 2 評価委員会（メディカル・カレッジ青照館・第三者評価報告書） <input type="checkbox"/> 日時：平成 28 年 12 月 1 日（木）13:30～15:30 <input type="checkbox"/> 場所：学校法人福田学園 <input type="checkbox"/> 議題：学校法人青照館メディカル・カレッジ青照館 第三者評価報告書検討 1) 『第三者評価報告書』（案）の説明 2) 『第三者評価報告書』（案）の内容検討
第 2 評価委員会（札幌リハビリテーション専門学校・第三者評価報告書） <input type="checkbox"/> 日時：平成 28 年 12 月 1 日（木）16:00～18:00 <input type="checkbox"/> 場所：学校法人福田学園 <input type="checkbox"/> 議題：学校法人西野学園札幌リハビリテーション専門学校 第三者評価報告書検討 1) 『第三者評価報告書』（案）の説明 2) 『第三者評価報告書』（案）の内容検討
ステップ 3
第三者評価報告書（案）の作成 <input type="checkbox"/> 日程：平成 28 年 12 月 2 日（金）～12 月 14 日（水） 1) 評価委員会によるメディカル・カレッジ青照館『第三者評価報告書』（案）作成 2) 評価委員会による札幌リハビリテーション専門学校『第三者評価報告書』（案）作成
ステップ 4
第三者評価委員会 <input type="checkbox"/> 日時：平成 28 年 12 月 15 日（木）13:00～14:30 <input type="checkbox"/> 場所：学校法人福田学園 <input type="checkbox"/> 議題

1) 第三者評価事業 現在までの経緯説明 2) 学校法人青照館メディカル・カレッジ青照館『第三者評価報告書』(案)の説明 3) 学校法人西野学園札幌リハビリテーション専門学校『第三者評価報告書』(案)の説明 4) 意見交換
モデル受審校への通知・意義申し立て受付 □日程：平成28年12月26日(月)～平成29年1月16日(月) 1) モデル受審校への『第三者評価報告書』(案)の通知 2) 意義申し立て受付
ステップ5
第三者評価報告書の確定・通知 □日程：平成29年1月17日(火)～19日(木) 1) モデル受審校からの意義申し立ての審議 2) 審議の結果に基づく『第三者評価報告書』(案)の修正と最終報告の確定

※本事業では、第三者評価の実証的实施であるため、ステップ6「受審校の結果の公開(任意)」は実施の範囲としていない。

3.2.2. 書面調査の実施と結果

評価員が個別に行ったモデル受審校に対する第三者評価の判定結果、理由等について、第1回評価委員会(10月27日)の席上で意見交換を行い、書面調査段階における第三者評価の「暫定的な」評点を定めた。それと並行して、訪問調査時に確認すべき事項や追加提出を求める資料等について、モデル受審校ごとに整理した。

以下、第1回評価委員会における検討内容・結果の要点として、主な論点、訪問調査で確認を要するとされた事項や資料等について、基準項目ごとに列記する。なお、「基準3 財務」については、専門学校の財務分析に係る高度な専門性を必要とすることから、専門学校の財務分析・評価の実務に従事している公認会計士に評価を依頼し、第1回評価委員会では検討項目とはしなかった。

- (1) 基準1 目的・目標の設定及び入学者選抜
- ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの明確化
 - 目標とする人材像の検討に際して臨床から収集した情報の内容
 - 入学が確定した学生の保護者に対する公表の方法
 - 入学者選抜における面接官の面接・評価の統一化、平準化・平等化の方法
 - 質の高い学生確保の戦略・戦術

- (2) 基準 2 学校運営
 - 適正な学校運営の根拠となる会議議事録等の資料
 - 総務・教務等の各種規程、就業規則・給与制度等に係る資料
 - 専任教員の経歴（臨床経験等）に係る資料
- (3) 基準 4 専修学校設置基準及び理学療法士・作業療法士養成施設指定規則との適合性
 - 教員採用のプロセス・最終決定者
 - 各学科・学年の時間割
 - 授業時間数の多さに伴う学生の負担感
 - 学校独自に設定している授業科目の内容
 - カウンセリングの実施内容、カウンセリング実施報告書等の資料
 - 備品に係る資料（一覧等）
 - 成績不振者をサポートする組織体制の役割、学習支援の内容、学習支援の効果
 - 要学習支援学生の選抜方法
 - 個別相談記録のような学生に係る情報管理とその内容
- (4) 基準 5 職業実践専門課程の認定要件の適合性
 - 教育課程編成委員会の検討内容・決定事項等に係る資料（議事録等）
 - 教育課程編成委員会の検討・決定事項のカリキュラムへの反映
 - 教育課程編成委員会と学校関係者評価のメンバーが同一であることの利点・問題等
 - 学校関係者評価委員会の内容に係る資料（議事録等）
 - 実習指導者会議の実施時期・内容
- (5) 基準 6 内部質保証
 - FD・SD の実施状況、組織的な体制
 - FD・SD の取組成果
 - 自己評価・学校関係者評価の結果の反映（事業計画や各取組へ）
 - 学生・教員・保護者の評価結果の分析・考察
- (6) 基準 7 学修成果
 - 各学年の進級者数・進級率、ダイレクトな（留年をしない）卒業率
 - 退学の理由
 - 国試対策実施のスケジュール、内容等
 - 学生による授業評価の項目・シートの内容
 - 就職支援の体制
- (7) 基準 8 教育目標として設定した専門技術の習得
 - OSCE 関連資料（OSCE 実施中の受審校）、OSCE の導入予定（OSCE 未実施の受審校）
 - PBL の内容
 - 臨床実習の準備期間における指導内容・方法、実習前後の技術評価の方法
- (8) 基準 9 臨床実習における産学連携

- OSCE、PBL をクリアできない学生の率
 - OSCE による到達レベルチェックの体制・方法
 - 臨床実習前の実習指導者との意見交換の内容等
 - 臨床実習の申し送りチャートのような指導記録・書式
- (9) 基準 10 社会貢献・地域貢献
- ボランティアの受け入れ体制・窓口
 - ボランティア部の部員数

図表 3.7 書面調査「メディカル・カレッジ青照館」(第1回評価委員会)の様子



図表 3.8 書面調査「札幌リハビリテーション専門学校」(第1回評価委員会)の様子



3.2.3. 訪問調査の実施と結果

書面調査（第1回評価委員会）での検討により、各モデル受審校への訪問調査で確認すべき事項、追加資料等が明確となった。これらの確認事項・追加資料は、事務局がモデル受審校に対して事前に連絡を行い、訪問調査の実施日までに可能な範囲で資料等の準備を依頼した。

前述の通り、メディカル・カレッジ青照館には11月10日（木）、札幌リハビリテーション専門学校には11月15日に訪問調査を実施した。

訪問調査では、各モデル受審校の教育部門、各学科、経営、運営等の責任者・実務担当者等が同席し、書面調査だけでは把握・判断することができなかつた点を中心として、個々の詳細を確認した。また、ここでは、受審校から情報を得るだけでなく、同じ職業実践専門教育に従事する専門職として、受審校の各担当者と評価員が情報を交換しながら、教育現場の課題やその解決策に係る討議も行われた。

訪問調査の内容は、以下に示すように、まず受審校担当者に対する調査として、書面調査の検討結果と確認事項の説明、受審校側からの追加資料の提示や補足説明、質疑応答を行い、詳細な情報を確認した。続けて、在校生に対するインタビューを実施し、普段の学生生活の様子や学生が目線からみた受審校の良い点や改善点等についての意見を得た。その後、実習室等の施設・設備、実習授業の様子の視察を行った。

図表 3.9 訪問調査の内容

- | |
|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 受審校担当者に対する調査 |
| 1) 訪問調査の目的の説明（評価員） |
| 2) 各基準項目に対する評価員の意見等の説明（評価員） |
| 3) 各基準項目の確認事項・追加資料（評価員・受審校各担当者） |
| 4) 質疑応答・意見交換（評価員・受審校担当者） |
| <input type="checkbox"/> 在校生インタビュー |
| <input type="checkbox"/> 施設・設備の視察 |

非常に限られた時間の中ではあったが、各モデル受審校から積極的な協力が得られ、当初の想定以上に密度の高い訪問調査を実施することができた。

受審校担当者に対する調査では、評価委員会の要請した追加資料の提示、それらに関する説明と質疑応答等を通して、書面調査レベルでは不明瞭であった点を明確に把握することができた。また、理学療法・作業療法分野の職業実践教育をめぐる諸課題とその解決方策等に係る意見交換は、評価員・受審校担当者の双方にとって非常にメリットのある有意義なものとなった。

図表 3.10 訪問調査「メディカル・カレッジ青照館」の様子



(受審校担当者への確認・意見交換等)



(施設・設備の視察)

図表 3.11 訪問調査「札幌リハビリテーション専門学校」の様子



(受審校担当者への確認・意見交換等)



(在校生インタビュー)

在校生インタビューでは、評価員による普段通りの話しやすい雰囲気づくりも奏功し、学生から学校の良い点や改善して欲しい事柄などに対する率直な意見・要望等を聞き取ることができた。

在校生インタビューは、平成 27 年度事業の実証的实施では行わなかった取組であり、今回初めて実施したが、これにより得ることは多かったと評価できる。受審校担当者とのやり取りは訪問調査の柱であるが、学生という学校運営側とは異なる立場の目線からの意見・要望は、受審校を適切に判断・評価する上で非常に貴重であることが改めて実感されることとなった。ここで、個々の学生の声を掲載することはしないが、例えば、入学を決めた理由や先輩・後輩を含む学生間の交流の様子、授業に対する所感等、『自己評価報告書』の記載や受審校担当者とのやり取りでは扱われない内容が多い。あくまで学習の途上にある学生の見方であり、その意味で取り扱いには注意を要するが、受審校に対する多面的な評価をするに際してひとつの判断材料になり得るものである。

訪問調査後の 12 月 1 日（木）に第 2 回評価委員会を開催し、書面調査及び訪問調査の結果を総括しつつ、各モデル受審校に対する『第三者評価報告書』（案）を取りまとめた。併せて、このプロセスで得られた知見等を踏まえて、「第三者評価基準（2015 年度版）」の評価基準項目の見直しと改正案の検討を行った。

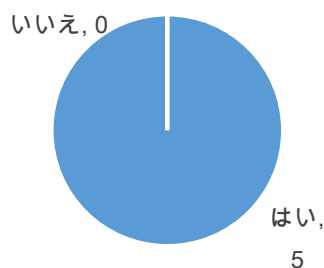
評価委員会としてまとめた『第三者評価報告書』（案）は、上位組織である第三者評価委員会に上申された。そこでの審理の結果として要請された一部分の修正・変更を行い、『第三者評価報告書』（最終案）として各受審校に通知し意義申し立て受付へと進んだ。

3.2.4. モデル受審校に対するアンケート調査の結果

前項で報告した各ステップの活動を通して、モデル受審校 2 校に対する第三者評価を実施し、『第三者評価報告書』（案）を取りまとめ、各校からの意義申し立て受付を経た後に報告書を確定した。これらモデル受審校 2 校の『第三者評価報告書』は次節に掲載している。

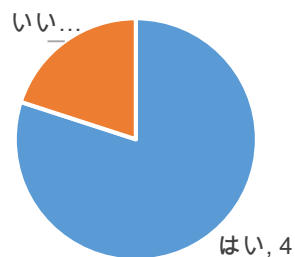
ここでは、モデル受審校の実務担当者に対して、自己点検・評価の実施後に行ったアンケートの結果を報告する。このアンケートは、「第三者評価基準」の評価項目や評価指標の妥当性等を自己点検・評価を行う視点から評価してもらうことを目的として実施した。なお、以下に掲載するアンケート集計結果のうち、設問①から⑤、⑧～⑩は平成 27 年度のモデル受審校 3 校の回答を含む結果である。

図表 3.12 設問① 大項目 1～10 の設定は妥当か



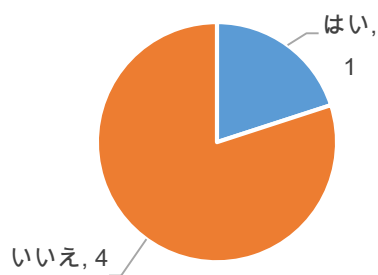
「第三者評価基準」の大項目 1 から 10 の設定については、モデル受審校の実務担当者全員が「妥当（はい）」と回答している。

図表 3.13 設問② 大項目で回答が難しい基準はあったか

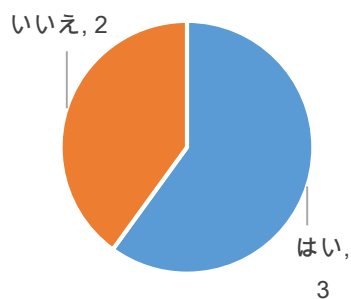


「大項目に回答することが難しい基準はあったかどうか」という設問では、「あった（はい）」が 4 校、「なかった（いいえ）」が 1 校という結果であった。具体的には、「基準 7 学修成果」と「基準 9 臨床実習における産学連携」の回答に難しさを感じたとのことである。

図表 3.14 設問③ 中項目の設定は妥当か



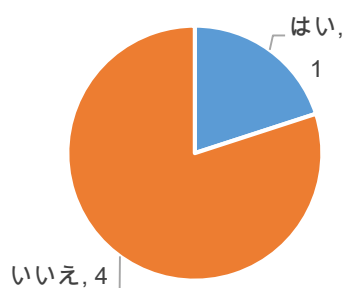
図表 3.15 設問④ 中項目で回答が難しい基準はあったか



中項目の設定については、「妥当（はい）」が 1 校、「妥当ではない（いいえ）」が 4 校であった。妥当ではないとする理由として、内容が重複する部分があり回答が似たようなものと

なってしまうという意見が寄せられた。「中項目で回答が難しい基準はあったか」という設問でも「あった（はい）」とする回答が3校となっている。これらの結果から、中項目の設定や基準の説明・表現等に関しては再考する必要がある。

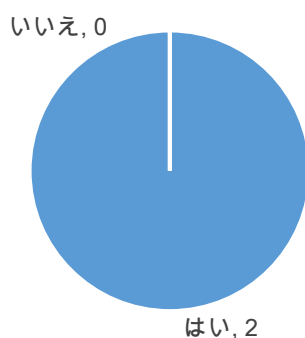
図表 3.16 設問⑤ 中項目で説明の不十分な内容はあったか



中項目の内容に関する説明の十分さに関しては、5校のうち4校から「十分（いいえ）」との回答を得た。

以下の設問⑥・⑦は、今年度のモデル受審校2校に対してのみ実施したものである。

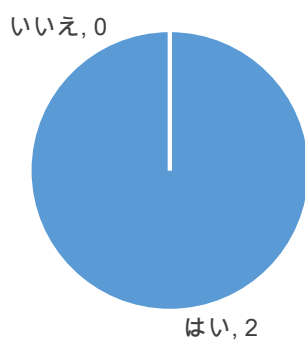
図表 3.17 設問⑥ 評価の3段階は判定基準を参考に判断は可能だったか



「第三者評価基準（2016年度版）」では、自己評価の判定を3段階（2015年度版では5段階評価）に改めたが、これに関して『自己評価報告書作成手引き』に示す判断基準を参考に判断することが可能であったかどうかを問うたところ、モデル受審校2校いずれも「可能（はい）」と回答している。

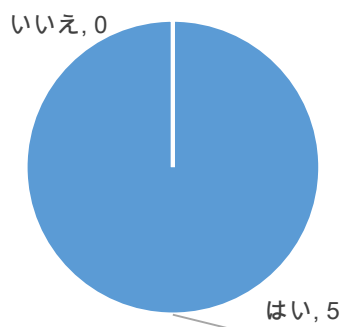
この3段階評価について、妥当と思うかどうかを問うたところ、2校ともに「妥当（はい）」と回答している。これらの結果から、2016年度版から採用した3段階評価に対する自己点検・評価を行う実務担当者の評価は概ね肯定的であるとみることができる。

図表 3.18 設問⑦ 3段階評価は妥当と思うか

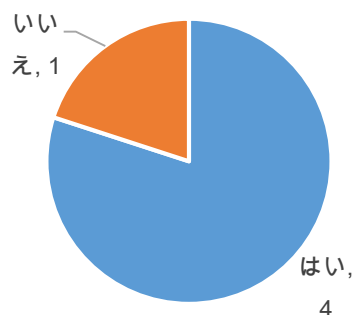


設問⑧・⑨からは、『自己評価報告書』を作成する上で『自己評価報告書作成手引き』や報告書の構成・書式等は妥当であるとの結果を得ることができた。

図表 3.19 設問⑧ 『自己評価報告書作成手引き』は参考になったか

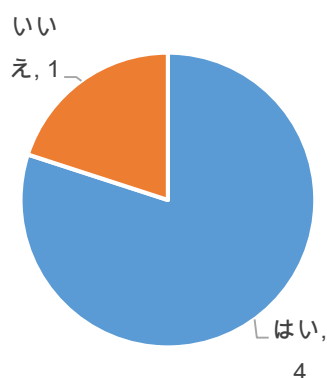


図表 3.20 設問⑨ 『自己評価報告書』は記入しやすかったか



次に掲載する設問⑩は、『自己評価報告書』作成の大変さを問うたものだが、5校のうち4校から「大変（はい）」という回答が寄せられた。その理由としては、「項目数が多く回答に時間を要する」「内容が教務・事務と広範囲に亘るため内容が重複したり、視点が不一致になったりしたりする」等の指摘があった。「大変」とする回答が多数ではあるが、適正な第三者評価を実施する上で、広範な評価項目の設定は必要不可欠であり、そのために多大な労力を要する点は致し方ない。但し、内容が重複しているように解釈されてしまう部分に関しては基準の説明の仕方、文言の修正等を施していく必要がある。

図表 3.21 設問⑩ 『自己評価報告書』の作成は大変だったか



3.3. 第三者評価報告書

第三者評価の実証的实施により作成した、各モデル受審校の『第三者評価報告書』（全文）を次のページ以降に掲載する。

- (1) 学校法人青照学者 メディカル・カレッジ青照館
 - 所在地 熊本県宇城市三角町波多 2864-111
 - 学科名 理学療法学科・作業療法学科

- (2) 学校法人西野学園 札幌リハビリテーション専門学校
 - 所在地 北海道札幌市中央区北4条西19丁目1-3
 - 学科名 理学療法士科・作業療法士科

メディカル・カレッジ青照館 様

平成 28 年度第三者評価報告書

[理学療法・作業療法分野における第三者評価（モデル事業）]

平成 29 年 1 月

第三者評価委員会

(代表機関 学校法人福田学園)

目 次

I	総評	38
II	中項目の評価結果	47
基準 1	目的・目標の設定及び入学者選抜	
基準 2	学校運営	
基準 3	財務	
基準 4	専修学校設置基準及び理学療法士・作業療法士養成施設指定規則との適合性	
基準 5	職業実践専門課程の認定要件の適合性	
基準 6	内部質保証	
基準 7	学修成果	
基準 8	教育目標として設定した専門技術の習得	
基準 9	臨床実習における産学連携	
基準 10	社会貢献・地域貢献	

I 総評

基準1 目的・目標の設定及び入学者選抜

受審校では「愛は医の道の出発点である 愛の心を持って病める人の心と身体を癒そう」「和は社会人としての道の基本である 和の心は人・社会・国に平和を与える」「『愛と和』の心を持ちこの学舎で共に学び 医療にたずさわる者の道を終生進もう」と言う教育の理念の基、学校教育法第二百二十四条による職業に必要な能力および創造的能力を育成し、また社会人としての教養の向上を図り、地域に貢献することを目的とし、理学療法士、作業療法士（及び言語聴覚士）の養成を行われている。

日進月歩で進化する医療界においては、常に新たなエビデンスに基づく知識・技術の習得はもちろん必須であるが、「病気」や「障害」への対応のみを取り扱っているのではなく、そうした「病気」や「障害」を抱えた“人”への援助活動を愛しみの心を持って行うという認識を持ち、利用者の人権を尊重し、職業に対する高い倫理観を備え、他職種との和を理解出来る人材の育成を目標として掲げられている。また、理学療法、作業療法を構成する学問は、学際的色彩が強いことから、高い専門性と広い視野を持ち、創造性豊かな人材の育成を目指されている。即戦力の医療技術者の養成を行い、更に社会を構成する一員として、自らを賭してでも行動できる勇気と情熱を持つ、高い人間力を有する人材の養成を目標とされている。

受審校の理念、教育目標を理解し「人としての優しさ、高い人間力を持つ、『本当の医療人』」を目指す者を受け入れるため、学則及び入学試験委員会規定に則り、公正な入学者選抜を実施されている。

基準2 学校運営

受審校の目的（学則第1条）を達成するためには、学校経営を担う法人と、学校運営を担う学校が車の両輪として、上手く機能しなければならない。そのためには、各々を結びつけるためのルール、役割分担と決裁権限等を明確にし、組織図に明記されている。

また受審校においては一部職員を法人、学校兼務とし、情報の共有化・意思決定のスピード化等を図られている。

学校運営に関しては、学校長の諮問会議である学校運営会議を適宜設けると共に、2週間に1回の運営委員会（最高決定機関）を開催されている。

各種業務に関しては、入試委員会、広報委員会等常任委員会を設けており、ここで議論さ

れた内容も運営委員会に反映される仕組みとなっている。更に平成26年7月からは、教育課程編成委員会（各職能団体役員、医療機関専門職員を外部委員として委嘱）及び学校関係者評価委員会（各種職能団体役員や医療機関専門職員に加え、高等学校教員や本校卒業生、在校生保護者を外部委員として委嘱）を学校長直轄の委員会として設置されている。

教育課程編成委員会は、現行カリキュラムの点検はもちろん、実践力向上のために必要な最新の知見等の示唆を受ける重要な委員会と位置づけ、年に2回以上の開催を定めている。外部委員には出来る限り外部講師として通常の講義や演習、実習直前に開催する特別講義等に参加していただき、普段の学校や学生の様子を確認する体制がある。

学校関係者評価委員会は、自己点検・自己評価の結果に基づき、PDCA サイクルが上手く機能し、学校の改善に繋がるような意見、助言をいただくため年に1回以上の開催を定めている。

学校運営と学校経営を繋ぐため法人関係職員及び学校関係職員合同で構成する改革推進会議を本年4月に設け、学校運営の適正化、効率化、必要に応じた事業化等が迅速に図ることが出来るよう議論、検討されている。

教職員の勤務に関する事、給与に関する事等に関しては就業規則や給与規程等が整備されており、法改正等を反映させながら適宜変更し、職員への周知を徹底されている。

基準3 財務

学納金収入に焦点を当てて、継続的な学生確保が必要とし、学生募集活動に注力している点、及び中期的な計画（空調設備の入れ換え）に基づき、必要資金の積み立てを行っている点については、評価できる。ただ、学納金や空調設備の入れ換えなど部分的な記述にとどまり、また具体的な数値目標等の記載もないことから、具体的な「中長期計画」があるのであれば、それを提出したうえで、それについての自己評価をすることが望まれる。また、策定されていないのであれば、中長期的な財務計画を早急に策定すべきである。

なお、中長期的な財務計画を議論するにあたり、財務比率分析を行うことが有用である。財務比率を、経年比較（過去から現在までの推移を比較分析）することにより、改善されている指標や悪化している指標を洗い出すことができる。また、全国平均の数値等との比較を実施することにより、本法人の強みや弱みを明確に把握することができ、今後の改善につなげることが可能となるため、それらの記述が期待される。

また、帳票類の整備等、財務管理体制の強化について、今後一層の整備が望まれるところである。

基準4 専修学校設置基準及び理学療法士・作業療法士養成施設指

定規則との適合性

法令、設置基準等の遵守と適正な運営として当校は、理学療法士及び作業療法士の指定養成校であり、その設置及び運営については、以下の法令、通達に基づいて行われている。

- (1) 「理学療法士及び作業療法士法（昭和40年6月29日法律第137号）」
- (2) 「理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年10月1日政令327号）」
- (3) 「理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和40年10月20日厚令第47号）」
- (4) 「理学療法士及び作業療法士学校養成施設指定規則（昭和41年3月30日文・厚令3号）」
- (5) 「理学療法士及び作業療法士養成施設指導要領について（平成11年3月31日各都道府県知事宛厚生省健康政策局長通知）」

また、専修学校として、その設置及び運営について以下の法令に基づいて行われている。

- (1) 学校教育法第124号から133号（昭和22年3月31日法律第26号）
- (2) 学校教育法施行規則
- (3) 専修学校設置基準
- (4) 私立学校法
- (5) 熊本県知事の所轄に属する学校法人寄附行為認可申請書等の提出期限等を定める規程
- (6) その他関係法規

本年度はリハビリテーション教育評価機構による学校評価を受審する事となっており、法令、通達への問題点について全職員で点検をしている。

基準5 職業実践専門課程の認定要件の適合性

職業実践専門課程の認定要件の適合性に関しては、条件を全て満たしている。

- (1) 修業年限が2年以上であること
→本校の修業年限は4年である。
- (2) 専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること
→教育課程編成委員会の設置と年2回以上の委員会を開催している。
- (3) 企業等と連携して、実習・実技・実験又は演習の授業を行っていること
→1年次より見学・検査測定・評価・長期臨床実習を医療機関、福祉施設で理学療法学科は990時間、作業療法学科は1,080時間、実施している。
- (4) 全課程の修了に必要な総授業時間数が1,700単位時間以上又は総単位数が62単位以

上であること

→理学療法学科、総授業時間数 4,080 時間、136 単位である。

→作業療法学科、総授業時間数 4,080 時間、135 単位である。

(5) 企業と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること

→就業規則に研修規程を設け、専攻分野における実務研修に参加できる仕組みを設けている。また、姉妹法人である社会福祉法人青照会（特別養護老人ホームを核にグループホーム、居宅介護支援事業所、ショートステイ、デイサービスを実施）にて、各領域の実務研修を実施している。また、社会福祉法人の専門職員との研究等も実施している。

(6) 学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 67 条に定める評価を行い、その結果を公表していること

→学校関係者評価委員会の設置と年 1 回以上の委員会を開催している。この結果は全て学校ホームページに掲載している。

(7) 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること

→学校関係者評価委員は、各種職能団体役員、医療機関所属の各種専門職長、高等学校管理職員、在校生保護者代表（後援会長）、卒業生代表で構成されている。

(8) 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対して、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること

→ガイドラインに沿った情報を学校ホームページに掲載し広く情報の提供を行っている。

基準 6 内部質保証

自己評価に関しては自己点検ブック（私立専門学校等評価研究機構編、現在は学校評価ハンドブック）を用い実施してきたところであるが、平成 26 年 7 月に学校関係者評価委員会が設置され、点検・評価が明文化され、自己点検は文部科学省の示したガイドラインに沿って実施している。

この学校関係者評価委員会をより効率的、効果的なものとするためには、まず学校内の内部質保証に当たる担当者を配置する必要を感じ、昨年度より職業教育・キャリア教育財団主催の内部質保証人材の養成講習に職員を派遣し、研鑽を積ませているところである。

派遣職員は、一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会の「学習サービス内部監査員」に登録し、学校内の自己点検を任せている。今後も複数の職員を講習会に参加させ、学内で教育活動・運営の質保証を担う評価人材を育成する予定である。

自己点検については職員アンケート、在校生アンケート、保護者アンケートを基に、学内学校関係者評価事務局で実施している。アンケート結果の他、毎年開催される高等学校進路

指導担当者説明会でのアンケートも参考にして点検を実施し、改善点や対応策を検討している。この結果は学校関係者評価委員会に諮られ、更に検討され評価報告書として学校ホームページで公表されている。なお、改善点、対応策は学内の運営委員会にも諮られ、可能なものは直ぐに改善するように全職員に周知される。また予算措置の必要なものは次年度予算に反映できるよう改革推進会議に諮られる。

教員の質の改善、向上を目的として、学生による授業評価（授業に関するアンケート）を各期終講時に実施し、評価を受けることとしている。内容を分析の上、改善点の公表を行い、学生に周知する。また、教務会議や学内教育研修会を通して、より良い授業となるよう取り組んでいる。非常勤講師による授業評価についても同様のアンケートを実施し、結果を通知すると共に必要な改善策が図られるよう働きかけている。

また、学内にFD委員会を設置し、教員相互による教育力の向上に努めている。

その他、教員の「教師力」（教科指導力や学級経営力等）向上のため、本年4月から、学内に教育アドバイザーとして教頭（高等学校等教員経験者）を配置し、教員の個別相談・援助の体制を構築した。今後、学校職員全体によるSD委員会の設置を検討する必要がある。

基準7 学修成果

受審校は平成12年4月、熊本県内で3番目の理学療法士養成校として、また2番目の作業療法士養成校として開校した。

県内で初めての4年制専門学校であり、充実した施設・設備、実践力の高い人材育成のためのカリキュラム編成を謳い、多くの受験生が集まった。折しも就職氷河期と呼ばれていた時期も重なり、資格取得を希望する社会人（高等学校・大学の既卒者）の受験生が非常に多かったように思う。

しかし、今日は熊本県内だけで理学療法士養成大学2校、専門学校4校、作業療法士養成大学1校、専門学校4校となっており、募集定員は開校当時の4倍にまで膨らんでおり、学生募集にも四苦八苦する状況である。

学生の質の低下、意欲の低下等言われているが、学校は学生の資格取得、就職を責務としており、毎年、国家試験合格率100%、就職率100%を目標として対策を行っている。

この3年間の結果では、理学療法学科においては国家試験合格率が全国平均を若干下回る状況で推移している。作業療法学科では2回の国家試験合格率100%を達成することが出来たが、1度は全国平均を下回っている。就職については、国家試験合格者全員が医療・福祉の現場に就業している。

卒業生の就職先には就職後3ヶ月を目処に訪問を実施し、就職先での評価等を確認し、学修の成果を確認している。またその際に卒業生に対しても面接を行い、仕事を通して感じる、学内教育での不十分な点等を聴取し、それらの内容は教育課程編成委員会に報告され、カリ

キュラムの改変に反映されるようにしている。

在校生に対する目標は、休学・退学者数を0にすること。原級留置（留年）を0にすることである。

休学・退学の原因は学業不振や、そこからくる意欲の低下が多く、そのため4年前から新たな教育課程を編成した。

従来のカリキュラムと大きく異なる点は基礎科目にある。入学後1ヶ月間は通常の基礎科目、専門基礎科目は行わず、スタディー・スキルやキャリアワーク、学外宿泊研修を導入した。スタディー・スキルの時間はNIE（Newspaper in Education：講師は熊本日日新聞教育担当者）を導入し、読むこと・書くこと・まとめること・議論すること・発表すること等をグループワークの形式で学ぶ。また、キャリアワークの時間は専修学校教育振興会編「やる気の根っこ」を中心に同じくグループワークを中心に学んだ。

この結果、休学・退学者数は大幅に減少しており、更に0を目指すため、担任教師やスクールカウンセラーによるきめ細やかな対応が必要である。

基準8 教育目標として設定した専門技術の習得

医療・福祉の進歩に伴い、専門職の育成において求められる思考・技術も変化をしており、時代のニーズに合った教育が求められる。本学園では、平成25年度にカリキュラムを全面的に見直し、より専門技術の習得に繋がる教科にするべく再編をおこなっている。臨床的に必要な医学的知識、医療技術、情報収集能力、総合判断能力を高めるため、特に専門科目において工夫を加えている。

理学療法学科では、1年次、理学療法概論で理学療法に必要な専門分野全般を学び、見学実習前に接遇やマナーなどの教育を行う。2年次では評価学について演習を行い、実技の習得を図り、実技試験を行い評価する。検査測定実習では検査測定の基本となる情報収集や実技の体験習得をさせるとともに理学療法士としての役割と他部門との関係を理解させる。3年次は検査測定を基本とし、評価から治療までを系統的に学習する。疾患別・症状別に必要な面接技術、情報収集、治療技術を総合的に学ばせる。また模擬患者の情報を与え、その情報を基に統合と解釈を行わせ、問題点抽出からゴール設定、プログラム立案が出来るよう教育指導を行う。評価実習ではこれまでに学んだ検査測定と、評価からプログラム立案までの過程を学ぶ。4年次は学内で検査測定の復習や疾患における総合的な知識から実技技術まで総合学習を行った後、総合実習をおこなう。実践力を涵養するため、臨床実習は法で定められた810時間を超え、990時間実施している。

作業療法学科では、系統的に学ぶために1年次から2年次において対象者理解、評価学の学習、一連の評価の経験と段階的に学び、3年次、疾患別の治療に関する技術の習得や、仮想ケースを通じた記録の読み取り、他職種からの情報収集、収集した情報の統合と解釈、

治療プログラムの立案を担当教員および補助者による複数体制で技術習得が図れるよう教育指導を行っている。併せて、指導教員とのディスカッションを通して問題解決型思考により臨床力向上つながる教育にも取り組んでいる。また、医療機関、福祉施設等の現場で求められている接遇についても、各年次において実習対策を含めて教育的指導を徹底して行っている。同時に、病院・施設での臨床実習を重視し、複数回の身体障害領域、精神障害領域での実習、および地域領域実習を法で定められた 810 時間を大きく越える 1,080 時間実施している。

即戦力の人材養成を目指した臨床能力重視の教育を実践している。

診療記録や他職種からの情報収集、収集した情報の統合に関する技術習得の機会についても、各学年において段階的に計画されている。一方で、昨今、医学教育において開発された OSCE (客観的臨床能力試験) が理学療法教育において導入されることが多くなっており、客観的に学生の到達度を評価し、学習課題を明確する為にこれらの導入を検討され、更なる学習支援体制の整備が望まれる。

基準 9 臨床実習における産学連携

受審校では、実践力を高める機会として、下年次からの臨床的教育を重視している。臨床実習時間として、理学療法学科は 990 時間、作業療法学科では 1,080 時間という豊富な時間数を設け、学年毎に目的、目標を明確に設定している。

両学科共に毎年 4 月、臨床実習指導者会議を開催し、学校情報を提供し、広く学校理解に努めている。

会議では全ての臨床実習における達成課題の要点や学生指導のあり方、臨床実習の進め方等についての説明を行うと共に、各病院や施設との情報交換と連携についての確認を行い、常に「産学共同」体制で必要かつ適切な臨床実習教育が進められるようにしている。

また、臨床実習期間内の定期的な訪問指導や、必要に応じての不定期な訪問指導についても産学において確認しあい、連携を密にして、求められる人材の育成に共同で取り組んでいる。

理学療法学科では、1 年次、短期臨床実習Ⅰを実施し、障害を持つ人への対応や社会人としての態度等、基本的な姿勢を学ぶ。2 年次の短期臨床実習Ⅱでは、臨床における検査・測定の実施を体験し、検査結果の原因追求が出来るようになる。3 年次の短期臨床実習Ⅲでは、理学療法評価の一連の流れを習得し、統合と解釈の臨床的な考え方を学ぶ。また、4 年次の長期総合実習では実習前に約 1 ヶ月間の実習対策期間を設け、専門領域のみならず基礎、専門基礎の実技や講義を行い、ペーパーテストや実技テストで学生の到達レベルの把握を行なっている。また複数の教員による個別面接や学生自ら実習の個別目標を設定させ、資質面の評価を行なっている。この実習対策では専任教員だけでなく経験ある臨床家にも講義や

評価等を行なってもらっている。本学科では技術や知識のみならず総合的な能力の向上を目的に医療面接のセミナーと実技を行っている。

作業療法学科では、早期より臨床場面を経験することで職業観や自らの将来像を意識できるようにと、1年次より実習を開始している。1年次は地域領域で作業療法概論実習Ⅰを実施し、対象者とのコミュニケーションのあり方、現場における作業療法士の業務・役割を学ぶと共に作業療法のやりがいを感じる機会とし、2年次前期の作業療法概論実習Ⅱでは、身障領域における作業療法士の役割や治療手技を見学し、学習への動機付けを高められるようにしている。2年次後期からはより専門的な知識・技術の学びの場としての実習となり、精神科領域における評価実習にて精神障害の理解と精神障害作業療法の理解、精神科作業療法の醍醐味を感じ、3年次は身障領域での評価実習において、検査・測定や対象者評価のあり方や進め方といった学習経験をつめるようにしている。これらの実習経験を基に、4年次の長期臨床実習へと繋がるようにしている。

両学科共に実習終了後、実習報告会（症例報告会）を行い、実習の成果を発表している。以上のことから、受審校では、1年次から段階的に臨床能力の育成を実施されているが、その一方で、基準8での指摘と同様に、臨床実習に臨む前の段階での客観的な到達度の評価体制の整備が不足している点、また、臨床実習後のフィードバック体制や、臨床実習施設間での連携体制の整備については、今後の課題とされたい。

基準10 社会貢献・地域貢献

学校は公共的な機関として存在し、その施設・設備や人材を活用して、広く社会的な活動や地域への貢献を積極的に行うことが期待されている。

受審校は当時の宇土郡三角町が中心となり積極的に誘致し、また周辺の市町も共同で誘致した学校であり、学校の機能を活用した地域社会への貢献は責務だと考えている。

社会貢献・地域貢献としては、ボランティア部の活動、学生自治会の活動に対して、顧問の職員を配置し、必要な予算を措置する等、学校として積極的に関与している。また、学校だけでなく学生後援会も物資両面で積極的に関与し、奨励している。

ボランティア部の活動としては、地域小学校が毎年開催している宿泊合宿の補助や、老人保健施設のイベント補助、保育園のイベント補助等、年間を通して多くのボランティア依頼があり、積極的に参加し活動を行っている。

近年は外国からの帰国子女への日本語指導の依頼もあり、教職員共々指導に当たっている。

学生自治会では、一度に多くのボランティア動員が必要な場合に、ボランティア部共々活動に参加している。地域（市単位）の健康フェスティバルや、地域拠点病院の健康フェア等であるが、日頃学んだことが活かせるボランティアとして積極的に参加している。

文化的なサークルとしてボランティア部のほかに手話サークルがある。聴覚障害者への情報提供のため、手話通訳や要約筆記が出来るよう活動を行っており、手話サークルへのボランティア依頼が増えてきている。

本年4月には熊本地震が発生し、学校も学生も被災し、大変な状況であったが、学校が閉鎖していた期間も個々の学生が地域の医療機関や避難所で自主的にボランティア活動に参加しており、日頃の活動が実を結んだものと思う。

受審校は海岸に近く、避難所には指定されていないが、学校周辺に居住する学生が地震直後避難のため学校を訪ねており避難所的機能を果たせたものと考えている。

また、階段教室や専門教室等被害を免れた施設・設備を用い、熊本県南部で開催を予定している研修会、講習会の受け入れも検討しており、学校として社会・地域貢献を果たしていくつもりである。

更に、教職員の持つ知識、技術等を必要とする、研修会、講習会へも職員を派遣し、社会貢献を果たすつもりである。

Ⅱ 中項目の評価結果

基準1 目的・目標の設定及び入学者選抜

1-1 養成する人材像の明確化

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

全教職員(法人内にある二校の医療系専門学校の教職員)が理念、目標、養成する人材像を共有するため、全職員を対象とした合同の職員会議にて徹底して周知されている。運営委員会や各種会議等を通じて、また其々に置かれた学校関係者評価事務局による内部監査、自己点検・自己評価結果、学校関係者評価委員会報告書等により、方向性の修正が行われている。

ディプロマ・ポリシーについては、現在は明文化されていないが、進路指導説明会や非常勤講師説明会等で「養成する人材像」を具体的に示されている。今後、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明文化する必要性を強く感じられており、ホームページ等を通じて対外的に公表される予定である。

1-2 目的・目標の周知・公表

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

学園としての理念は明文化され、学生便覧や学校案内に明確に記載されており、理解の定着が図られている。一方で、理念に基づいた教育目標や目的については、抽象的な表現が存在し、学生への周知徹底には今後の努力が期待される。また、受験生にはホームページや募集要項に具体的な目標等を掲載し、様々なメディアを利用して学校の方針を広く周知されている。しかしながら、アンケートの結果では、教職員および学生からの回答結果から、理解が十分に行き届いていないことも把握されており、今後の更なる改善が期待される。

1-3 入学者受入方針の明確化と公表・周知

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

現在、受審校では入学資格(学則第13条 本校の入学資格は、学校教育法第90条第1項に定めるとおりとする)のみを定められ、募集要項においても同様の記載となっている。しかしながら、今後の計画として、アドミッション・ポリシーを策定し、ホームページや募集

要項、進路指導説明会、オープンキャンパス等で積極的に周知される予定であり、更なる改善が期待される。

また、受審校は関係する高等学校進路指導担当者説明会での情報の公開や高校訪問での在校生の様子の説明等を通して、良好な関係が構築されている。全教員が、担当する高等学校を年に数回訪問し、学校の説明や在校生の現状、受験生に対するアドバイス等を行われている点は、大変評価できる。

1-4 入学者選抜の公正な実施

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

受審校では、入学試験規定、入学試験委員会規定、入学試験実施要領、入学試験合否判定要領を定め、公正な入学者選抜が行われている。合否判定については入学試験の得点だけで判断するのではなく、調査書（高等学校発行のもの）も対象とし、高等学校時代の学修の成果を成績・クラブ活動・生徒会活動等、多面的に評価されている。調査書には得点基準を設け、客観的に採点されている。また面接試験について、面接官の質問事項については、熊本県や専修学校各種学校連合会が主催する人権教育研修に職員を毎年派遣され、入学試験前には面接官予定者全員に対して伝達講習が行われている。面接試験の採点においては、導入、身だしなみ、言葉遣い、志望動機、自己評価、コミュニケーション等から構成される詳細な採点表を使用し、客観的な判定が行われている。

また、入試の前月のオープンキャンパスでは、面接の説明、実際の面接にほぼ準じた模擬面接を実施されており、受験生にとって公平性が担保されている。

1-5 入学定員と入学者数の適正化

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

受審校の入学定員は1クラス40名に設定されている。現在、入学者は定員を大幅に下回っていることから今後の改善が期待される。定員の増加に対しては、定員が増える際の基準（教員数等）が設けられているが、定員の減少に対する基準がないことから、学校経営上、定員を減少する計画はされていない。今後、真の適正化が図られる為に、受験生を増やす努力が期待され、既にその為の取り組みが行われている。

1-6 質の高い学生の確保

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

現状の入学試験では、募集定員数に満たない場合、よほどの理由が無い限り、合格となる状況であり、質の高い学生を確保すると言う目標を達成することが非常に困難な状況である。入学定員数を超え、質の高い学生を選択できる程の受験生を集めることが急務であり、そのための施策を学園として検討されている。

本来、学校の理念に基づく人材を養成するためには、最低限の質を担保する必要が在ると思われるが、募集定員との関係上、最低限と考えるラインが年々低下している。この点について、学園として高校に対する戦略としては、高校訪問、学校説明会、高校の先生への働きかけを積極的に行われている。オープンキャンパスの内容も工夫され、何度も学校に足を運んでもらうことで、教員と受験生が関わる機会が増えるため、お互いの理解が深まるような取り組みがなされている。その結果、オープンキャンパス参加者の受験率は約7割と非常に高く、その成果は評価できる。

基準2 学校運営

2-1 運営方針・事業計画

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

運営方針については、年度当初の職員会議において、周知徹底が図られており、その方針に沿った学科の運営方針も明文化し、周知されている。個々の目標等については「個人目標調査票」を作成し、学科長、教務部長、学校長等で共有されている。

事業計画については、運営方針に則り、教務部長を中心に策定され、各種常任委員会においても事業計画を策定されている。事業計画において予算化が必要なものは、各学科若しくは委員会で検討され、法人事務局において予算案が策定されている。

2-2 運営組織

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

職員組織及び運営に関しては学則第32条から34条に示され、メディカル・カレッジ青照館の組織に関する規程で更に詳しく定められている。組織図は校務分掌組織図として、年度当初の職員会議において配布、説明がなされ、全職員に周知徹底が図られている。以前は、受審校のみであり、組織も単純なものであったが、学園内の姉妹校の開設や、法人部門の設

置などにより、組織全体が複雑化した。その対策として、本年4月より、法人と学校との連絡調整をスムーズにするため、兼務職員を配置されている。法人本部は熊本駅前であり、社会福祉法人青照会を含めてここに集約されている。事務局や経理局は法人の中にあり、メディカル・カレッジ青照館、熊本駅前看護リハビリテーション学院は、法人における事業部の位置づけである。機構改革推進室は学校から法人に対する要望のすり合わせ等を行う部署である。

メディカル・カレッジ青照館、熊本駅前看護リハビリテーション学院の学校長・学院長、副学校長・副学院長は兼務で、両校の運営委員会を開催し、学生の状況等を含めて情報共有・意見交換が行われている。

2-3 人事・給与制度

評価

自己評価（ 3 ② 1 ）

第三者評価（ 3 ② 1 ）

学校を運営するに当たり、職員組織を構成し、適切な役職員を配置されている。全ての職員に年度当初、個人目標等調査票を配付し、担当業務上の目標やそれ以外の個人目標を出来る限り数値化し記述を求め、上司及び管理者との面接で、内容を確認されている。年度末には自己点検、上司による点検、学校管理者による点検を実施して客観的に評価し、これをもって人事考課されている。以上の点において、公平な人事考課の評価基準等があり、適正に実施されている。

基準3 財務

3-1 財務基盤

評価

自己評価（ ③ 2 1 ）

第三者評価（ 3 ② 1 ）

「教育活動の充実を図り、事業を継続していくことが社会に対する役割であり、この役割を果たすために財務基盤の安定は不可欠」としており、現状は「財務基盤は安定している」と自己評価している（自己評価報告書3-1）。

ただし、「収入の大部分を占める学納金収入について注力する」との記載や「空調設備の入れ換えといった中期的な計画がある」との記載はあるものの、「中長期計画」そのものの記載やそれに類する書類の提出は見受けられない。

また、中長期的な財務計画を議論するうえで有用と考えられる、具体的な財務比率を用いた分析については記載がなく、また、経年比較の具体的な考察や全国平均等との比較は記載

されていない。

3-2 財務基盤の分析

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 ② 1)

計算書類については、学校部門ごとに計算書類を作成しているが、本来であれば部門別の資金収支内訳書、消費収支内訳書の作成が必要である。また、部門別の貸借対照表が作成されているが、貸借が一致していないようであることから、作成する意欲は評価できるが、作成方法を検討すべきであろう。

3-3 予算・収支計画

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 ② 1)

教育目標等については、周知のための一定の手続を行っていることは評価に値する。

しかし、中長期の目標・計画については、自己評価報告書の記載が十分とは言えず、提出資料が見受けられないため、評価ができない状態である。これらは、教育理念や目的といった概念と年度の事業計画や単年度の収支予算とをつなぐ重要なものであるため、作成されていないのであれば、早急に整備するとともに自己評価での記載を行うことが望まれる。

また、予算の策定（積算）については、学生推定数をもとに、経費の積み上げを行い、中期的な設備計画を組み込むとしている（同 3-3）が、予算の理事会での決議についての明確な記述はない。

執行については、月末に予算対比を行うなどして、適切な管理ができている（同 3-2、3-3）。なお、予算に関する規程（経理規程など）は提出されておらず、経理規程は未作成とのことであり、今後の整備が望まれる。

3-4 監査

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 2 ①)

監事監査については、寄付行為に定められ（自己評価報告書 3-4）、監査報告書が理事長宛に提出されているが、監事の監査報告書には、宛名、日付の記載がなく、監事の署名捺印もない状態である。

寄付行為（及び私立学校法）の定めに基づき、監事の監査報告書が提出されていることは、監事監査に関する記述が全般的に不十分といえる中では、評価できる事項といえる。

3-5 財務情報の公開

評価

自己評価（ ③ 2 1 ）

第三者評価（ 3 ② 1 ）

「情報提供等の取り組みに関するガイドライン」に基づき、HPにおいて、平成27年度の計算書類が詳細に開示されており、比較的積極的な情報公開の姿勢として評価に値しよう。ただ、「情報公開規程」などの規程の整備が未了とのことであり、早急な改善が必要である。

なお、学校法人の財務情報は、一般的に関係者以外は分かりづらいものであり、情報公開請求者が理解しやすいような情報公開についての検討を行っているかの自己評価の記載も望まれるところである。

基準4 専修学校設置基準及び理学療法士・作業療法士養成施設指

定規則との適合性

4-1 教職員の採用及び組織編制

評価

自己評価（ ③ 2 1 ）

第三者評価（ ③ 2 1 ）

理学療法士及び作業療法士学校養成施設指定規則のとおり、各学科とも各療法士の免許を受けた後5年以上の各療法業務に従事した、専任教員を6名ずつ採用されている。

採用に当たっては、これまでに従事した専門領域や教育内容を考慮されており、教員の性別や専門分野等において、非常にバランスのとれた構成である。また、理学療法学科、作業療法学科ともに、2名の教員が卒業生である。

4-2 必要数の教員確保

評価

自己評価（ 3 ② 1 ）

第三者評価（ 3 ② 1 ）

理学療法学科、作業療法学科ともに6名の教員で構成され、要件を満たされている。

少人数ということで各教員への負担が大きいという懸念があるが、実習施設は、作業療法学科の場合は熊本県内で網羅されており、理学療法学科は1・2年の実習は熊本県内、長期実習は5～6割が熊本県内、残りが熊本県以外の九州圏内であることで、負担の軽減につながっている。しかし数的には最低限度の状況であり、不測の事態が発生しても対応できるような人的配置について、今後の課題として認識され検討されている。

4-3 カリキュラムの適切さ

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

受審校は4年制であり、指定された教育内容のみならず独自性を出して、目標に沿った人材養成を図ることが出来るカリキュラムを設定するのか常に検証されている。教育課程編成委員会との連携が出来ており、カリキュラムの編成に活かされている。

例えば、「スタディー・スキル」は学習方法や学習意欲の喚起を目的とされ、熊日新聞を題材に読解力や構成力を学ぶ内容や1泊2日の宿泊研修も設定されている。「キャリアワーク」は職業観や職業意識の確立を目的として、専門家を講師とする人権教育や障害者理解、年金教室、消費者教育等の講義が設定され、独自の取り組みが評価される。

またこれらの学修成果として、「スタディー・スキル」「キャリアワーク」を導入して、1年次の退学者（勉強についていけない、職業観が持てない等）が減少している点は、大変評価される。

4-4 時間割設定の適切さ

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

休講などで時間割に空白が生じた場合、学校の専任教員は、常に代替の授業が出来るよう準備されている。時間割上で空きコマとなっている時間帯や、4時限目の終了後等の時間を利用して個別の面談を行っている。1、2時限目が空いている曜日については、学生の寝坊などを未然に防止する生活指導も含んだ対応をされている。在籍数が少ないという点を長所として活かし、各学科をまたいで手厚くサポートされていることは評価される。

4-5 履修指導・学習相談の適切な実施

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (③ 2 1)

担任制を導入され、学校生活の中で多くの時間を共有することにより、学生と教員間の信頼関係を保たれている。学生は学習面だけでなく、生活面も含め、様々な問題点を抱えている。その対策として、「理学療法科学級日報」(書式)、「理学療法学科面接シート」(書式)、「作業療法科学級日誌」(書式)、「作業療法学科個人面談用資料」(書式)などが整備され、徹底した個別指導が行われている。毎日、クラスごとに朝礼・終礼があり、どちらかを必ず担任が行い、毎日担任と学生が顔を合わせるような機会が設けられている。また、面接シートを使用して、最低でも年2回(前期・後期)に個別面談を実施され、学生に関する情報は

ファイリングし、教員が共有している。問題のある学生については、学科の会議・学校全体の会議で情報を共有されている。これらの指導の成果として、退学者数が減少している。以上の点において、学生個々の学習状況、生活状況を含め、大変手厚い指導が行われている点は大変評価される。

4-6 施設・設備の整備と活用

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

理学療法士及び作業療法士養成施設指定規則及び指導要領に則り、定員に見合う施設・設備の整備、維持管理が計画的に整備されている。本年はリハビリテーション教育評価機構による学校評価を受審するため、施設・設備の総点検を実施され、不足物品や、破損物品が発見されたが、既に対策を講じられていることが確認された。各実習室の機械器具に関する資料に基づき、教育上必要な機械器具は一通り導入されていることを確認した。

4-7 就職活動に対する支援の適切な実施

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

受審校の年度目標として就職率 100%を掲げ、それを実現することが学校の使命と位置づけ、学事として姉妹校との合同就職ガイダンスを毎年開催されている。二校合同であることから、対象学生の数も多く、県内外から多くの医療機関・福祉施設が参加されている。

その結果、国家資格取得者の就職率は開校以来 100%を継続されている。今後もこのような取組を継続していただきたい。

4-8 成績不振者への支援体制の整備

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

受審校の目標の一つに休・退学者 0、原級留置者（留年者） 0 を掲げられている。これまでの休・退学者の理由の分析では「学習についていけない」が最も多く、次いで「経済的理由」とされている。この点に対して、成績不振者に対しては、三者面談も含め個別対応を徹底して行われている。補習授業は明確にシステム化していないが、複数の不合格者が出た場合には、担任や教科担当教員が直接的に補習が行われている。

また普段の授業でも、受動的な授業ではなく、学生が参加せざるを得ない能動的な授業、双方向の授業を心掛けられている。保護者の対応については、毎年春と秋に保護者会を実施

されており、関係の構築を図られている。出席されていない保護者も含めて全家庭に議事録を発送し、学校の取り組みを徹底して理解を促し、学校と家庭の共同作業として学生を指導されている点は、大変評価される。

基準 5 職業実践専門課程の認定要件の適合性

5-1 教育課程編成委員会等の適切な運営

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

平成 26 年 7 月にメディカル・カレッジ青照館教育課程編成委員会規則を定め、同月に第 1 回全体委員会を開催し、以降、規則に則り年 2 回の全体委員会を開催されている。

学内開催の当該委員会のほか、学校長をはじめとした学内の教育課程編成委員による検討会を開催し、当該委員会の詳細な内容等を決定されている。本年 5 月の学校理事・評議員会において教育課程の改定については承認を受け、教育課程編成委員会において、学校の現状や新教育課程について説明し、各委員の意見等を傾聴、委員全員で協議し正式に承認を受けて、新年度は新教育課程で教育活動を行う計画がなされている。

学校関係者評価委員は、教育課程編成委員の 6 名に、在校生の保護者、卒業生、高校の教員 3 名を追加した 9 名の構成となっている。教育課程編成委員には、新カリキュラムの検討に積極的に協力してもらうなど、熱心に取り組まれている。

5-2 医療・介護福祉施設と連携した実習・演習等の有効な実施

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

臨床実習は 1 年次より計画的に配置されたカリキュラムであり、更なる改善を目指して、作業療法学科の新カリキュラムでは、実習を 24 単位とし、老健等の地域実習を設けている。理学療法学科の新カリキュラムでは、評価実習を 1 単位増やし、この部分を手厚くされおり、今後の更なる発展が期待される。

5-3 教育活動等の情報の公表

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

学校教育法施行規則及び職業実践専門課程認定要件、専門学校における情報提供への取組に関するガイドライン等に沿って、学校基本情報・自己評価・学校関係者評価・財務情報

をホームページ上で公開して情報提供を行われている。また、学校案内等を作成し、県内外の高等学校へ提供している。ホームページでは、イベント情報や毎日の学生等の活動情報などを随時更新しながら提供されている。

5-4 医療・介護福祉施設の人材育成のニーズの把握

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

毎年長期実習開始前に開催する実習指導者会議や就職ガイダンス等がニーズ把握の機会となる。また学内の教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会においてもニーズ等を直接聞ける機会となっている。さらに、独自の取り組みとして、毎年7月に実施している卒業生の就職先への訪問において、就職先での評判を情報収集され、学修成果を検証することによってカリキュラムを見直すきっかけにされていることは大変評価される。

5-5 学会・講習会受講後の学内へのフィードバック体制

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

受審校の就業規則では、①学校は教職員等の技能知識教養を向上させるために必要に応じて研修を行い、または学外の研修に参加させることがある。②研修終了後は、速やかに復命書を提出し、関係職員への伝達を行わなければならない。と設定され、学内外での研修の必要性と、研修後の学内へのフィードバックを定められている。「平成26年度研修等の予定 (理学療法学科)」「平成27年度研修等の実績・予定 (理学療法学科)」「平成28年度研修等の実績・予定 (理学療法学科)」、「平成26年度研修等の予定 (作業療法学科)」「平成27年度研修等の実績・予定 (作業療法学科)」「平成28年度研修等の実績・予定 (作業療法学科)」より、研修の受講後、報告書の提出や報告会の開催を行い、教員間で情報の共有が図られ、記録されている。今後、カリキュラムや学生の教育内容に反映されるように更なる発展が期待される。

5-6 学外の専門家の学内教育の参画

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

理学療法学科では、専門分野の講義において6名の学外の専門家が学内教育に参画され、占める割合は専門分野の18%となっている。また、長期実習前の4年生を対象とした特別講義においては3名の学外の専門家が学内教育に参画している。

作業療法学科では、専門分野の講義において6名の学外の専門家が学内教育に参画され、占める割合は専門分野の19%となっている。また、長期実習前の4年生を対象とした特別講義においては2名の学外の専門家が学内教育に参画している。

立地上の不利がある中で、教育課程編成委員会などと協力体制を敷き、職能団体や医療機関の専門家と良好な関係を構築して進められているが、更なる課題として、計画的に組織体制を整備していくことが求められる。

基準6 内部質保証

6-1 自己点検・評価及び学校関係者評価の組織的な実施

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

平成25年度は、教職員のアンケートをもとに自己点検・自己評価を実施しているが、平成26年度からは、教職員・在校生(2年生～3年生)・保護者のアンケート調査を実施し、その結果をもとに自己点検・自己評価を実施されている。

学校関係者評価については、学校関係者の評価を更に充実させるため、各学科に関連する業界から各1名を選出(理学療法士協会・言語聴覚士会を追加)されている。関係団体委員は、毎年度受審校の実習を受諾し、学生の現状を把握している医療機関の役職員を選出されている。

6-2 自己点検・評価及び学校関係者評価の結果の公開

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

ホームページのトップページに「情報公開」を設置し、公開情報を見やすく工夫されている。情報公開する資料は、自己評価報告書を掲示し、その結果をもとに学校関係者評価委員会を開催し、評価を行っていること及び学校関係者評価委員の意見や学校側の対応等について詳細に記載した情報を提供するよう努められている。

今後の課題としては、日常的・組織的に、学校要覧・パンフレット等の刊行物への掲載・配布や学生自治会・保護者会開催時での情報提供・周知などについて検討されており、積極的に取り組まれていることが評価される。

6-3 自己点検・評価及び学校関係者評価の結果に基づく組織的な改善の取組

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

自己評価においては、中間評価を実施して、必要に応じた重点目標・評価項目・指標等の見直しを行い、最終的な評価につながられている。また、学校関係者評価に関わる継続的な人材の育成のため、管理職、学校評価に関わる教職員等を対象とした学校評価の目的や方法等及び積極的な教育活動等の情報の提供に関する研修等の充実を図られている。

また、熊本駅前看護リハビリテーション学院や専修学校団体・職能団体等が協力して、教職員を相互に学校関係者評価の評価者とするることにより、学校間の連携を促進するとともに、評価者の養成と学校評価を行う人材を確保されている。

6-4 FD・SDの組織的な実施

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 2 ①)

FDに関する規定は整備されているが、実際には研修会等が組織的に実施されていない。SDに関する規定は現在整備されておらず、体制が不十分であることは否めない。今後、職員を含めた研修を実施しなければならないと考えられており、法人で検討を進められているが、現状としては組織的に教職員を人材育成する体制が不足しており、今後の改善が求められる。

受審校は、校長・副校長先生が、高等学校での教育経験が有るという資源を活用して、今後、高校の授業参観や教員同士による公開授業のような取り組みによって、教育活動の向上が求められる。

6-5 FD・SDの組織的な実施の結果に基づく組織的な改善の取組

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 2 ①)

現在は個人レベルで研修会を受講され、学校内で伝達講習会などの実施はされているが、組織的なFD・SDの実施と、それに基づく改善のための取り組みを実施され、教育活動の向上が求められる。

基準 7 学修成果

7-1 単位取得・進級・退学・卒業等から判断する学修成果

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 ② 1)

受審校は、理学療法学科 136 単位、作業療法学科 135 単位を設定されている。単位認定については、各年次に実施される前・後期の定期試験に合格することが前提となっている。

基本的には、3 年次終了までの全単位で認定を受けていなければ、最終学年に進級できない。4 年次は長期総合実習 16 単位を含めた 30 単位を全て取得することになっており、各学科の所定の単位を取得した者の卒業を認定している。進級については、毎年 3 月に実施する進級判定会議において学内規則に則り判定されており、規定を超えた未取得単位がある場合は、原級留置（留年）となる。

平成 27 年度において理学療法学科は退学率 8%、作業療法学科は退学率 9%である。退学理由としては、「進路変更」が最も多いが、理学療法学科・作業療法学科ともに医療・福祉分野とはまったく異なる分野に進路を変えている。「経済的理由」は、保護者が急な体調不良等で働けなくなり学費が払えない等の理由、「体調不良」は学生本人の精神的不安定が理由である。今後、退学者の抑制に向けて更なる取り組みが望まれる。

7-2 資格修得から判断する学修成果

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年間ににおける国家試験合格率は、理学療法学科が 81.8%・81.3%・70%、作業療法学科が 100%・66.7%・100%である。理学療法学科は全国平均に近似する数値、作業療法学科は、平成 26 年度以外は全国平均を上回っている。しかしながら、両学科が揃って、100%の国家試験合格率を達成するには至っていない。

国家試験対策学習は、4 年間の学力を考慮して均等に編成したグループ学習から開始し、後に個別学習を実施されている。グループには担当教員を配置し、進捗状況や到達度等は学科内会議にて報告・集約し、次段階のアプローチを検討されている。学内模擬試験は長期総合実習 I 期終了後の 7 月に 1 回目、11 月より毎月 1 回実施し、学習到達度や弱点の把握とその後の対策に繋がられているなど、徹底して指導されている。

7-3 学生による授業評価等から判断する学修成果

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

近年の学生における学力や理解、想像力等の低下を鑑み、従来の一方向教授型の授業では十分に理解し得ない状況がある。学修成果を高めるために、授業内容や教授手段、資料の工夫等、学生の特性に合わせた工夫が行われている。

実施されている授業アンケートは、5段階チェックであり、一定水準の理解力を有する学生からは4以上の回答であるが、その他の学生においては平均3の回答である。自己点検アンケートの結果を踏まえ、授業研究等も実施されており、今後は授業評価をFD委員会で検討することも考えられており、全学的な取組みに発展することを期待する。

7-4 卒業後の就職状況等から判断する学修成果

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

資格取得者(国家試験合格者)の就職率は、開校以来100%を継続している。また求人数についても平均4,000件を維持されている。

但し、以前と比較し熊本県内、特に熊本都市部からの求人が減少している傾向があり、求人数の変動は無いが、受験者が増加し、簡単に就職出来ない状況にある。これらのことから、より現場で求められる人材の育成を検討されている。

7-5 卒業生・就職先等関係者の意見等から判断する学修成果

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

受審校では、卒業生が就職した後、3カ月後に就職先を訪問する取り組みが行われている。平成21年当時、一般的に入職3カ月で職場を辞める者が増えているという情報を得たことがきっかけであるが、受審校ではこれまでに3カ月で退職したというケースはない。訪問時の情報収集では、卒業生から理想と現実の違い・ギャップなどの悩みを訴える場合があり、教員は適宜アドバイス等を行っている。

就職先からは、卒業生の印象として「素朴」、「素直」という声が多く聞かれ、良好な評価を得ている。これらの活動は大変貴重なものであり、情報を一元管理され、今後更なる学修成果の検証作業を期待したい。

基準 8 教育目標として設定した専門技術の習得

8-1 医療面接技術の習得

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

1年次の基礎科目でコミュニケーション論、心理学を学び、人間関係構築についての基礎を習得している。2年次以降は、専門科目において具体的な面談技法や観察の視点を学び、模擬面接の経験を取り入れられている。

見学実習においては、対象者とのコミュニケーションのあり方を体験的に学び、2年次以降の評価実習における医療面接技術の習得につなげる足がかりとされている。しかし、現状は、担当教員の授業計画の下での指導となっており、限定的な守られた環境下での学習となっている。学生の臨床的能力を客観的に評価する方法として、医学教育において開発されたOSCE（客観的臨床能力試験）が理学療法教育において導入されることが多くなっており、今後の課題として、到達度の評価と学習支援体制の強化としてOSCE等の導入が望まれる。

8-2 診療記録や他職種からの情報収集と収集した情報の統合

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

1年次の概論の講義で情報収集のあり方、意味について、2年次に得られた情報の統合について習得している。学内においては、仮想ケースを通して情報の統合としてレポート課題としており、統合できるレベルに技術を習得できるまで、教員から反復的に指導を行っている。この経験を基に、病院での実習に臨み、実習指導者からの指導および実習終了後に教員からの学内指導を実施することで技術のレベルアップを図られている。診療記録や他職種からの情報収集については、概論の授業においてその意味や重要性等について学習し、2年次の臨床実習経験を踏まえ、3年次の治療学演習における仮想ケース作成で収集した情報の統合技術が向上できるように教育している。長期総合実習での症例レポート作成が可能となるレベルまで到達できるように仮想ケース作成を通して指導されている。今後、OSCE等を実施して習得させることが望まれる。

8-3 評価技術の習得

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 ② 1)

理学療法学科は、理学療法評価学 4 単位、徒手筋力検査学 2 単位、臨床動作分析学 2 単位

の計 8 単位、作業療法学科は身体障害領域 6 単位、精神障害領域 2 単位、発達障害領域 1 単位、認知機能 1 単位の計 10 単位を設定し、2・3 年次に習得している。評価学で知識を習得した後、評価学演習にてその技術を習得する。評価技術の教授については、教員のみでなく、外部講師による実践的な技能の教授も合わせて実施している。各評価手技については、模擬患者を設定して、学生の理解度・習熟度について確認する機会を定期的に設けている。今後、OSCE 等を実施して習得させることが望まれる。

8-4 得られた結果を基に統合と解釈する能力の習得

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 ② 1)

1 年次では概論、2・3 年次では評価学及び治療学を中心に症例を提示して検討会を行い、他者の意見を参考にして、自らの視点を広げる機会を設けている。また、仮想ケースを用いたの演習を実施している。また、長期実習終了後の症例報告会には全学年の学生が参加している。質疑の内容から学生の統合と解釈に関する理解度や視点等を把握され、講義での教授、個人指導に反映されている。今後、OSCE 等を実施して習得させることが望まれる。

8-5 治療目標の設定

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 ② 1)

理学療法学科では、2 年次の評価学 I の 2 単位において、作業療法学科は、2 年次評価法 2 単位を経て、3 年次の身体障害系疾患別、精神障害、発達障害等の治療学および治療学演習において、座学及び仮想ケースにて治療目標の設定を学ぶ機会を設けられている。今後、OSCE 等を実施して習得させることが望まれる。

8-6 治療プログラムの立案と実施する能力の習得

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

長期実習前の 4 月に臨床現場より外部講師を招き、実習前特別講義を実施されている。情報収集から治療プログラムの実施までの一連の流れや、治療プログラム実施に際しての留意点等を臨床の立場から指導されている。今後、実体験できる臨床現場での経験が不足している点の補充が課題となる。また、OSCE 等を実施して習得させることも望まれる。

8-7 未習得者に再指導を実施する体制

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

各試験の不合格者は再試験を実施している。また、各教科において確認テストや実技試験を取り入れ、随時、知識・技能の到達度の把握されている。しかし、学習能力の差が幅広い為、習得が遅れる者が存在している。未習得者に対しては、教科外での補講や実技指導の機会を設けており、必要な機器を備えた教室の開放も積極的に行い学習を促している。また、再度の確認テストや実技試験を実施することで、習得できるまで、緻密なフォロー体制が整っている。

臨床実習を前に、到達レベルが満たしていない学生は、実習対策の補講を行っている。特に検査・測定等の技術などについて、徹底して指導している。

8-8 臨床実習前の時期に臨床経験を考慮した教育

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

1・2年次より理学療法学科は短期臨床実習Ⅰ・Ⅱの3単位、作業療法学科は作業療法概論実習Ⅰ・Ⅱ、短期実習Ⅰの5単位があり、臨床力を養う機会を低学年より多く設けられている。また、教員の専門領域について臨床経験を踏まえ、より臨床的な視点や思考について症例検討や仮想ケースを活用しながら教授されている。しかしながら、今後、臨床実習直前時期に、臨床能力を総合的に経験し、到達度を確認して補足をすることができるような取り組みが期待される。

基準9 臨床実習における産学連携

9-1 臨床実習前の学生の到達レベルのチェック

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 2 ①)

受審校では、3年次までに主な教科の教科別到達度評価として各教科試験を行っており、その後3週間の評価実習が行われている。臨床実習前には理学療法学科では「理学療法評価学演習ならびに治療学演習」、作業療法学科では「作業療法セミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を行い、その中でペーパーテストや実技講習を通して基礎能力のみならず総合的な臨床能力を評価されている。総合能力が求められる4年次は複数の教員が関わって講義や評価が行われている。知識面や技術面は通常、教科担当が判定評価を行なっているが、4年次の実習前には、

複数の学内教員や実習施設などの臨床家が分担して講義や演習を行い、評価を行なっている。しかしながら、OSCE（客観的臨床能力試験）の実施までには至っておらず、今後の実施が望まれる状況であり、既に準備が進められている。

9-2 学生の到達レベルのチェック体制の連携

評価

自己評価（ 3 ② 1 ）

第三者評価（ 3 2 ① ）

学生の知識・技術に関する到達レベルのチェックは、現状、学内の複数の教員による体制は図られているが、外部の専門家等との連携は整備されていない。臨床実習前の学生の臨床的能力の到達レベルについて、臨床実習施設の先生方も加えて、多角的かつ客観的に評価できる体制の構築が望まれる。

9-3 臨床実習目前に意見交換の場の設定

評価

自己評価（ ③ 2 1 ）

第三者評価（ ③ 2 1 ）

臨床実習指導者会議までに、昨年度の「臨床実習成績報告書」「臨床実習指導者から学校へのフィードバック」を分析し、会議の議題や内容を検討するとともに、今年度の学生の特徴をまとめ会議資料を作成されている。その結果を、臨床実習指導者会議で詳細を報告されている。臨床実習指導者会議の参加率は非常に高く、参加する指導者は、昨年度の本校の学生を指導した者も多いため、多くの意見交換が行われている。

9-4 意見交換の場での討議の充実

評価

自己評価（ ③ 2 1 ）

第三者評価（ ③ 2 1 ）

各実習終了後に実習指導者から学校へのフィードバックを提出してもらい、その結果を踏まえ、臨床実習指導者会議の議題として取り上げられている。会議では学校全体の現況を説明した後、各学科で臨床実習の説明及び学生の情報提供が行われている。また指導者と学生の面接も行なっている。

臨床実習指導者会議で実習の目的や臨床実習指導者の役割などを明文化し、昨年度の実習報告や臨床実習指導者から学校へのフィードバックの取りまとめを行うことで会議における討議の充実を図られている。

今後、OSCE などを用いた客観的臨床能力評価に基づいた、学生の到達レベルを提示することによって更なる討議の充実が望まれる。

9-5 臨床実習指導者と教員との緊密な連携体制

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

教員は、学内状況を取りまとめ、臨床実習指導者会議や実習前の電話連絡、事前訪問を行い、実習指導者に情報提示されている。同時に各実習の目的、臨床実習指導者の役割、学校の方針、実習前の指導内容などを説明されている。

実習中は実習期間の中間で行う巡回訪問以外にも電話での状況確認、指導者あるいは学生から連絡があれば再訪問をし、学生の指導方法についての確認が行われている。

9-6 教員の臨床実習施設での学生指導の参加体制

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

基本的に、実習中の全学生に対して実習期間の中間で巡回訪問が行われている。問題を有する学生に対しては巡回訪問や電話連絡を行い、学生や指導者から実習状況を聴取し、学生への直接指導や、指導者と学生の課題を協議し指導内容の調整が行われている。

教員の指導は、主に知識面と資質面の指導に参加されている。指導者からの中間評価、症例レポート、デイリーノートを確認し、情報収集、評価、統合と解釈、目標設定、治療プログラム立案などの進行を確認し、学生へのアドバイス、指導者と指導方法の協議を行なっている。

教員が実習現場で直接的に指導することの体制は整っているが、現状では、そのような要請が現場からは無く、必要性の生じた事例が無い。

9-7 学生に対する実習評価について臨床実習指導者の理解

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

実習を受け入れて頂く実習施設の内、初めての施設には事前に教員が訪問し、実習の説明を行い、実習評価の説明や各評価項目の説明が行われている。既存の実習施設も必要に応じて実習訪問時に説明が行われている。

臨床実習指導者会議において、記載方法なども含め、丁寧に説明され、「実習の手引き」にも詳細に明記されている。

9-8 学生に対して、課題をフィードバックする体制

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 ② 1)

臨床実習指導者から評価された課題は担任だけでなく学科教員で協議し、フィードバックする教育体制が構築されている。主なフィードバック内容は症例を通じた知識面となっており、資質面は指導者からの評価を基にフィードバックを行なっているがその介入が困難な場合もあり、資質面で問題があった場合のフィードバック体制は今後の課題とされている。

9-9 臨床実習施設間での学生指導の連携

評価

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

現在は、問題を有する学生のみを対象にして、実習施設からの情報や、学校で得た情報をまとめた総合評価を次期実習施設に報告している。しかしながら、明らかな問題が生じていない学生については、施設間での情報交換が密接に行える体制は整っていない。

また、実習指導者会議が、学生の状況や学科全体状況を理解して頂く為の場となっており、実習施設同士が直接やり取りする体制ではなく、学校(教員)がコーディネートの役割を担っている。今後、実習施設間の申し送りができる書式や連携体制の整備が望まれる。

基準 10 社会貢献・地域貢献

10-1 社会貢献・地域貢献

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

受審校は地域振興の一助となるよう、現在地(宇城市三角町)に設立された学校であり、社会や地域に対して、ハード面(建物や教具等)、ソフト面(教育活動)を通して貢献できる存在でありたいとの強い理念がある。

教育資源、設備を利用した社会貢献としては、医療関係機関、職能団体、その他からの要請に基づき、医療・福祉系の研修会、講習会など開催のため、教室、特別教室(階段教室等)、実習室や付帯する実習機器の貸し出しを行われている。発達障害と保護者支援のための「ペアレント・プログラム」(1クール6回の講座)の開催、教育施設を利用した地域貢献としては、毎年JA宇城三角支所で開催される農業フェア期間中の駐車場利用などを行われている。また、地域交流の一環として、毎年秋に開催している文化祭(青照祭)に地域の方々を招待されている等、非常に積極的な地域との関りは大変評価される。

10-2 ボランティア活動

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

平成 27 年度ボランティア部活動報告によると、ボランティア部の部員数は 10～20 人程度であり、部の担当教員が地域との窓口となっている。活動内容は多岐にわたり、地域のお祭りなどに定期的に参加されている。学生の自発的な活動が見受けられ、学園の精神を理解した活動は大変評価される。

以 上

札幌リハビリテーション専門学校 様

平成 28 年度第三者評価報告書

[理学療法・作業療法分野における第三者評価（モデル事業）]

平成 29 年 1 月

第三者評価委員会

(代表機関 学校法人福田学園)

目 次

I	総評	70
II	中項目の評価結果	76
	基準1	目的・目標の設定及び入学者選抜
	基準2	学校運営
	基準3	財務
	基準4	専修学校設置基準及び理学療法士・作業療法士養成施設指定規則との適合性
	基準5	職業実践専門課程の認定要件の適合性
	基準6	内部質保証
	基準7	学修成果
	基準8	教育目標として設定した専門技術の習得
	基準9	臨床実習における産学連携
	基準10	社会貢献・地域貢献

I 総評

基準1 目的・目標の設定及び入学者選抜

受審校では、入学希望者に対して、リハビリテーションの分野において専門性の高い知識や技術とともに、機能回復を助け社会的かつ自立的な生活へと導いていけるよう、セラピストとして心身を磨き、臨床思考能力や問題解決能力を自ら研鑽できる人材を求めている。

建学の精神 『共立』と、教育理念 『探究・創造・貢献』を明確に掲げ、この3つのところを兼ね備えた人材養成を目標としている。

受審校の精神・理念・目標を踏まえ、入学者選抜は①高等学校卒業程度の基礎的な学力・知識を評価 ②国語や小論文による読解力・思考力・表現力の評価 ③調査書等の提出書類による日常生活における積極性・主体性の評価 を総合的に行い、「求める学生像」の確保に努めておられる。

基準2 学校運営

西野学園のかかげる「探究」「創造」「貢献」という教育理念、教育目標、教育方針のもと、札幌リハビリテーション専門学校として、そして理学療法士科、作業療法士科それぞれが年度ごとに教育計画を立て、適切に学校運営が進むように努めている。

学校の教育計画の中には、学校組織、職務分掌が示され、運営組織ごとの重点目標、具体的方針とその責任の所在を明らかにし、適切に責任をもって学校運営がなされるよう組織的な取り組みが実践されている。

具体的には、月1回の職員会議（最高決定機関）、月1回以上実施される理学療法士科・作業療法士科それぞれの学科会議、隔月で実施されている学校長、各学科の学科長、主任、副主任と校務分掌（教務部、学生部、総務部）の部長が集まる校務運営委員会が計画的に実施されている。そこでは、各々の役割に応じ、各種業務に関することを積極的に議論、検討がなされ案件を決め、学校運営に反映させている。

その他学校運営に関することについては、学園全体として活動する各種委員会の設置、教務必携などの諸規程を整備しており、各教員が学園及び学校におけるルールにのっとり職務遂行できる環境が整備されている。また、それらの内容に関しても学校運営に活かされ効率的かつ効果的の推進に努めている。更には、平成26年度から職業実践専門課程の規程を遵守して、教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会を設置している。教育課程編成委員会には、外部より医療施設の代表者（臨床実習施設）、職能団体役員

(理学療法士会及び作業療法士会理事)、卒業生(臨床実習施設勤務)の委員選定基準から合わせて計4名、学校関係者評価会議は、学識経験者(元高等学校校長)、医療施設の代表者(臨床実習施設)、職能団体役員(理学療法士会及び作業療法士会理事)、卒業生(臨床実習施設勤務)の委員選定基準から合わせて計5名の委員にご協力いただき、年間3回それぞれの会議を行っている。教育課程編成委員会についてはその検討結果をカリキュラム変更や授業内容の改善に反映させ、学校関係者評価委員会については、教育環境・施設・設備の点検・整備等学校運営に関わる点の改善に役立てている。また、これらの教育活動に関する情報公開は、ホームページ、パンフレット等を通じ公開している。

教職員の人事・給与制度等に関することは、それぞれ就業規則、給与規程があり適切に管理運営がなされている。

基準3 財務

学内の諸会議を経て予算編成を行い、予算執行状況については常に予算残高を確認し適正な予算管理に努めている。現預金及び特定資産などにおいて厳正かつ慎重な運用と、経費節減の努力などによって健全な経営基盤と強い財務体力の基、安定した財務内容を維持し、十分に実現可能な財務体力を保持している。「不測の事態が発生しても対応できるような財務基盤は構築できている」「大規模な投資が発生したとしても十分対応可能」「収支バランスは健全性を保っている」等を自己評価されている。

ただし、具体的な中長期的な計画の記載は見受けられず、「中長期計画」やそれに類する書類の提出は見受けられない。また、中長期的な財務計画を議論するうえで有用と考えられる、具体的な財務比率を用いた分析は記載がなく、また、経年比較の具体的な考察や全国平均等との比較は記載されていないという現状がある。

基準4 専修学校設置基準及び理学療法士・作業療法士養成施設指定規則との適合性

学校内で実施する自己点検のみならず、法人内に教学監査部門が設置され、専修学校設置基準や理学療法士・作業療法士学校養成施設指定規則又は指導要領に則り、適正に学校運営が行われているか年1回重点的にチェックを行っている。

関係法令との適合性確認項目

- (1) 監督官庁への申請届出報告に関する事項(各種手続書類等)
- (2) 教育課程の編成に関する事項(科目系統樹、シラバス内容等)
- (3) 授業実施、管理に関する事項(時間割設定、授業実施実績、出席管理等)

- (4)成績評価や履修認定に関する事項（定期試験、評価・修得方法等）
- (5)在籍管理に関する事項（入学手続、学籍異動等）
- (6)学外実習に関する事項（実習施設や実習指導者の資格要件、配置等）
- (7)教員に関する事項（資格要件、契約書類等）
- (8)校舎管理、施設設備備品、図書に関する事項（備品台帳、図書目録等）

基準5 職業実践専門課程の認定要件の適合性

実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、関係施設等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い教育課程の編成に生かすための教育課程編成委員会を設置、年3回の会議運営を行っている。

理学療法士科・作業療法士科ともに臨床実習以外にも、企業（医療機関等）との連携のもと病院、施設での体験学習など積極的に授業を展開し、学生が将来目指す理学療法士・作業療法士の職業意識の向上、知識・技術の向上などに寄与できるよう実習施設との協力体制を整えている。

受審校は教職員研修規程により、関連分野における最新の知識・技能等を習得するための教職員の研修等に組織的・継続的に取り組んでいる。年度初めに教員全員の研修年間計画を作成し、必要に応じて校長の命によって研修を指示する場合もある。そこでは、専攻分野における実務に関する研修や指導力の修得・向上のための研修等への参加を促し、最新の知識・技術を修得することや、教員としてのスキルアップを図り、学生指導に活用している。

これらの教育活動に関する情報は、ホームページ、パンフレット等を通じ公開し、また、体験入学に参加される高校生、保護者の方にも説明している。

基準6 内部質保証

受審校の教育目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等への取組が適切に行われたかについて自己点検評価を行い、学校運営等の課題について、継続的に改善を図るとともに、評価結果を公表している。また、「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、学識経験者（元高等学校校長）、医療施設の代表者（臨床実習施設）、職能団体役員（理学療法士会及び作業療法士会理事）、卒業生（臨床実習施設勤務）を合わせて計5名を外部から招へいし、「学校関係者評価委員会」を設置し、年間3回の会議を実施している。

受審校では、「教育力向上」をめざした学生支援体制として、シラバス⇒コマシラバス⇒確認テストにより、丁寧でわかりやすい授業の展開を目指す「わかる授業」の実践、

臨床技能の習得を、学生と教員が到達度を確認しながら実践していく「できるシート」（到達度評価表）の活用を推進している。また、「公開授業」「授業検討会」を実施し、教員相互の意見交換を通じて教育力の向上に努めている。

受審校では、様々の取り組みに関しては、本学園内のFD・SD推進室が統括しており、計画された公開授業における授業検討会の実施と授業評価が行われ、授業評価についてはその後該当教員にフィードバックされ、その教員が所属する学科長、校長にもその内容が文書として伝えられている。また、学生に実施される授業アンケートの集約が行なわれ、校長、該当教員にも資料が渡され自己点検するとともに、一覧表の情報公開がなされる。

職員の職務内容改善に向けて、職員に必要な知識及び技能を習得、その能力及び資質を向上させるための研修が少なくとも年間1回以上の機会を設ける形で行われている。その他、教職員研修規程により、理学療法・作業療法各学科それぞれで年間研修計画を作成している。研修会、学会に積極的に参加し、教育の質改善・向上にそれぞれが意識的に取り組むことで教員のレベル向上に努めている。

基準7 学修成果

休学や退学者の低減に向け年度末に卒業認定会議、進級認定会議にて在籍状況を教員間にて共有し、各学科にて中途退学の低減に向けた対策を検討し、翌年度の教育目標を立て年度末総括会議とともに年度教育計画を職員会議にて実施している。また、学力や心理面に問題を有する学生に面談を実施して学科会議にて対応策を検討、必要に応じて保護者に連絡し連携・協力し、学習の促進や退学の防止を図っている。

国家試験は全員合格を目標とし、具体的取り組みとして、外部講師による国家試験対策ゼミ実施によるシェア学習の手法獲得、定期的な学習進捗状況の確認、業者模試実施と実施後の個別フィードバック、国家試験対策講義を計画的に実施している。

授業方法の改善は毎年、教員が担当する講義科目ごとに授業評価アンケートを実施して学生からの意見聴取をしている。校長は授業評価を専任教員にフィードバックし、授業改善を促進している。

アンケートの結果分析について、非常勤講師の評価平均が年々低下傾向にあることが明らかにされているが、その原因については言及されておらず、今後検討の必要性がある。また、卒業生の追跡調査を実施されていることは大変評価されるが、収集した貴重な情報を一元的に管理されるシステムの整備が求められる。

基準8 教育目標として設定した専門技術の習得

医療面接技術の取得のために、礼法や他者との関わり方の演習授業を設け、臨床実習

前に OSCE も実施し面接技法や対象者から好感を持たれる技法を習得させている。コミュニケーション能力の低い学生には、ボランティア等にて他者と関わる機会を個別に促している。

評価技術の習得には、各分野別の評価法の授業の実施のみならず、臨床実習前に OSCE を実施し、評価技術を習得させている。OSCE 後にフィードバックを行い、結果の乏しい学生には再度、OSCE を繰り返し実施している。

多職種への理解や情報収集の意義については、演習授業にて他学科と協力して学習させ、その理解を深めさせている。

評価から治療までの一連の学習、つまり各情報収集の統合、各疾患の得られた評価結果の統合と解釈、適切な治療目標を設定、各疾患に対する治療プログラムの立案と実施については、各分野別の治療学にて学習させていることに加え、PBL 学習を組み込んで、得られた評価結果の統合と解釈、適切な治療目標を設定、各疾患に対する治療プログラムの立案の学習を習得させている。以上のように、OSCE（客観的臨床能力試験）を積極的に実施され、客観的に学生の到達度を評価し、学習課題を明確する取り組みが行われているが、今後は OSCE において、評価から治療までの一連の思考過程について学生の到達度を評価できるような体制を整え OSCE を発展させることを期待する。

基準 9 臨床実習における産学連携

実習指導者との意見交換の場の確保のため、年に 1 度、臨床実習指導者会議を開催し、各実習についての報告とその学年の学生状況を報告し、指導者から意見をいただく機会を設け、そこで討議された内容を学生への指導に反映させている。また本会議において学生への実習評価の仕方について説明し理解を求めており、別途、訪問時などで評価についての問合せがあったときは、即座に対応している。

学生は実習に臨む前に、各実習施設間での学生指導の連携を図るために、学生の現状までの実習状況や課題などを記載した「学生情報用紙」を用いて、報告している。また、状況によっては実習前に直接電話にて学生の課題などについて連絡している。

実習中に教員は受け入れ施設を訪問し、実習指導者との緊密な連携体制をとっている。訪問時には実習指導者と学生の課題を明確にし、教員と実習指導者で共有するなどの関わりを持ち、教員も実習での学生指導に参加するよう努めている。また、突発的な状況があれば即座に学科教員間で情報共有、討議してその後の対応について、電話や施設訪問により実習指導者との連携体制を図っている。

基準 10 社会貢献・地域貢献

社会貢献・地域貢献では、教育資源（人材・設備等）を受審校に係る職能団体の研修会や会議について学校施設を提供し、また中学・高等学校での職業理解のための職業体験や模擬授業体験の要望に可能な限り応じている。また、地域のイベント等に積極的に教員、学生が参画している。

ボランティア活動に関しては、学校として病院や施設からのボランティア募集案内を広く受け入れており、活動に学生が積極的に取り組むことを推奨している。基本的には学生の自主的参加に委ねることが多いが、コミュニケーションスキルの向上を図るために個別に活動を促すことも行っている。

Ⅱ 中項目の評価結果

基準1 目的・目標の設定及び入学者選抜

1-1 養成する人材像の明確化

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

学園としての建学の精神、教育理念、教育目標、教育方針を明確にし、また、理学療法士、作業療法士の養成という明確な学校教育目標も掲げ、その人材育成に特化した教育を実践、学園内外におおむね周知されている。

理学療法士科、作業療法士科それぞれが年度ごとに計画される教育計画の中で運営計画を示し、その年ごとに重点目標、具体的方針を見直している。

しかし、理学療法士科、作業療法士科の養成という明確な教育目的を持ち、その人材育成に特化した教育を展開しているが、休・退学者も少なからず存在しており、理念に基づいた教育を希望して入学してきた学生に伝えられていないこともある。更なる改善を期待する。卒業生の就職側からの評判は高く、多くの学生が卒業、国家試験合格という到達目標が達成されている教育環境をこれからも堅持していただきたい。

受審校が掲げる3つのポリシーとして、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーがホームページや学校案内などに明記されておらず、受験希望者に明確に伝わりにくいため、今後、明文化の必要性がある。明文化については、平成28年度中に策定し、公開する予定になっている。

受審校は、学校運営の公正化を目的として、内部監査制度と教学監査制度を導入し、公正で、公平な学校運営を目指していることは大変評価出来る。

1-2 目的・目標の周知・公表

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 ② 1)

教育理念、教育目的、教育方針をホームページで公開、学生に配付する学生便覧にも明記されている。教育活動に関する情報は、ホームページ、パンフレット等を通じ公開し、また体験入学等に参加される高校生や社会人、保護者の方にも説明・公表している。受審校は、今後もより分かりやすい情報公開等をめざし改善を図っていくことが重要である。そのため広報担当と学校との協働体制をさらに強化し、学校運営に役立てていく必要があると考える。

現在のホームページは、学園全体の各養成校の紹介が中心になっている印象があり、今後は受審校独自のホームページとして、完全に分離させて、より分かり易く受審校の教育目標と目的が周知・公表されることが望まれる。今後の計画として、来春以降に受

審校独自のホームページとしてリニューアルされる予定である。特に教学に関して内容を充実させ、より理解しやすいように工夫して行く予定となっている。

入学者に対しては、入学時オリエンテーションで教育理念、教育目的、教育方針を周知徹底して説明している。入学が確定した保護者に対しては、入学時に保護者懇談会を実施して学校の方針を理解していただいている。

1-3 入学者受入方針の明確化と公表・周知

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

受審校の入学案内（パンフレット）やホームページで公表しているほか、主に高校生や社会人を対象にした進学相談会や体験入学を活用して、教員や広報担当職員が来校者に説明している。

入学者に対しては、入学時オリエンテーションで教育理念、教育目的、教育方針を周知徹底して説明している。入学が確定した保護者に対しては、入学時に保護者懇談会を実施して学校の方針を理解していただいている。

アドミッション・ポリシーに関しては、平成 28 年度中に策定される予定であり、その明文化したものをホームページと学校案内に明記していく予定となっている。

1-4 入学者選抜の公正な実施

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 ② 1)

受審校では、入学試験を高い倫理意識のもと公正に行われることを目的として入学者選考会を組織、学力試験・面接試験に加えて書類審査（推薦書、高等学校調査書）を含めた総合評価を行っている。

また、事務手続きにおいては、個人情報の保護など受験者の不利益が生じない対策を構築している。

現在、入学者選抜は「入学者選考会」において公正かつ明解な方法で実施されており、その体制は適正に運営されている。また、選考内容の情報管理も適切である。

課題として、面接の採点において、面接試験監督の判断が主観に委ねる部分があり、複数回実施している試験ごとに公平性が担保されているかが課題である。今後面接試験監督の統一化や能力の均一化が課題となっている。その課題を克服するため、面接試験の評価表に自由記載欄を設けて、「入学者選考会」で議論されている。

1-5 入学定員と入学者数の適正化

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

学校としてそれぞれの学科 40 名を定員とし、その入学定員を遵守し入学者選抜を実施し、入学者定員を超えないよう合格者数を出している。

昨今、北海道内での理学療法士・作業療法士養成校の増加もあり、作業療法士科を中心に入学定員を満たさない年度が存在する。

受審校の課題として、大学の新設や専門学校の大学移行化が進んでいるため、学生募集に対する戦略を練る必要がある。専門学校の利点を伝えていくと共に、受審校にしかない長所・特質を訴えていく必要があり、体験入学等で、受審校に入学するメリットやリハビリテーションのやりがいを受験生に根強く説明していくことが必要である。

理学療法士科に関しては、2 倍の競争倍率の受験者数を集めているにも関わらず、入学定員を満たしていない状況であり、満足の行く結果となっていない。厚生局の指導や辞退者の問題があるものの今後も継続して、定員を充足するように入学予定者の動向について、詳細な分析が必要である。

作業療法士科においては、作業療法という職業を理解させるために、中学校や高校訪問を独自に実施し、早い時期から受験者獲得を目的に対応していることが評価出来る。

1-6 質の高い学生の確保

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

体験入学等で受審校の教育について伝えており、その中で、学園の 4 年制専門学校を選択する根拠について、より丁寧に伝え入学者選抜につなげている。

入学者選抜試験では、募集要項に則り面接試験と学力試験を実施、質の高い学生をできるだけ多く選抜できるように学科内で協議を重ねている。高校生の数が減少する中、高校での大学への進学指導傾向や、競合校の増加により、入学者数減少という影響もみられており、中長期的展望も今後も引き続き質の高い学生の確保が課題である。

しかし、受験者数が減少する中、従来では入学できないはずの学生も入学してきている現状がある。また、面接での合格判定ラインも低くなってきている。質の高い学生の確保には、受験者数の増加を目標とした、広報戦略が必要になってくる。

基準 2 学校運営

2-1 運営方針・事業計画

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (③ 2 1)

学園の掲げる教育理念、教育目標、教育方針のもと、理学療法士科、作業療法士科それぞれが年度ごとに計画する教育計画の中で運営計画を示し、その年ごとに重点目標、

具体的方針を定められている。

理学療法士科、作業療法士科それぞれで策定される教育計画は、職員会議内にて各学科（理学療法士科、作業療法士科）、校務分掌（教務部、学生部、総務部）の代表者から報告がなされ、学校内教員がその情報を理解、共有し学校運営がなされている。

受審校では、教育計画の中の事業計画は大変充実している。

2-2 運営組織

自己評価 （ ③ 2 1 ）

第三者評価 （ ③ 2 1 ）

学園の掲げる教育理念、教育目標、教育方針のもと、理学療法士科、作業療法士科それぞれが年度ごとに計画する教育計画の中で、学校組織、職務分掌を示し運営組織の重点目標、具体的方針をもとに責任を持った学校運営がなされ、運営組織の成長が図られる。教育課程編成委員会と学校関係者評価委員会については、外部から委員を招聘し運営されている。

学校内の教育理念および教育目標を実現するために必要な管理運営体制が概ね整えられ、学科長、校務分掌の責任者の管理のもと機能している。校務分掌については、細かな業務まで担当者を決め運営体制が整備されている。

また、西野学園教職員行動指針も示され、学園・学生・同僚に対する責任と義務も示されている。

入学定員確保の課題を解決するために、学園に広報担当部門を設置し、広報活動を本部主導で実施している。オープンキャンパスの日程調整や運営方針、企画なども検討され、その内容を広報担当者と教員が協働してその日の運営が実施されている。

2-3 人事・給与制度

自己評価 （ ③ 2 1 ）

第三者評価 （ ③ 2 1 ）

最適な組織の構築と成長を基本に、教育理念及び経営戦略を考慮した人員配置、業績を反映させる仕組みを取り入れた給与制度を採用している、また、専門職養成校であることから、各学科に臨床の経験が豊かな人材を積極的に採用し教育者としての育成を行っている。

就業規則及び給与制度は規程がしっかり定められており、規程の下、運営されている。教員の採用に関しても、経歴や臨床経験、専門分野を考慮してバランス良く採用されている。

基準3 財務

3-1 財務基盤

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 ② 1)

財務基盤を評価するために、「中長期的な財務計画を議論しているか」を検討する項目であるが、具体的な数値目標等の記載もないことから、それに対する記述が不十分と言わざるを得ない。具体的な中長期計画があるのであれば、それを提出したうえで、それについて自己評価することが望まれる。また、策定されていないのであれば、中長期的な財務計画を早急に策定すべきである。

また、中長期的な財務計画を議論するにあたり、財務比率分析を行うことが有用である。財務比率を、経年比較（過去から現在までの推移を比較分析）することにより、改善されている指標や悪化している指標を洗い出すことができる。また、全国平均の数値等との比較を実施することにより、本法人の強みや弱みを明確に把握することができ、今後の改善につなげることが可能となるため、それらの記述が望まれる。

ただし、自己評価報告書 3-2 で現状の財務分析は行われている記載があることから、これを有効的に活用することができれば、中長期の評価に資することができよう。

自己評価では、財務基盤について前向きな評価を行っているが、そのように判断した理由についても具体的に記述する必要がある。また、財務基盤の評価は、フロー（収支）、ストック（資産負債）の両面からの記載が望まれる。

3-2 財務基盤の分析

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

法人全体の貸借対照表比率では、流動比率は全国平均を大きく上回り、消費収支差額比率も全国平均を上回ってプラスであり、収入超過を維持している。それ以外にも、その他固定資産に特定預金を留保していることから、財務基盤は特段問題ないものと考えられる。

自己評価報告書 3-2 においては、人件費比率や流動比率等を用いて具体的な分析を試みており、このような財務分析が実施できている専修学校法人が少ない中で、評価に値する。

3-3 予算・収支計画

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

建学の精神、教育理念、教育目標、教育方針を明確にし、また、「理学療法士、作業療法士の養成」という学校教育目標が掲げられ（自己評価報告書 1-1）、パンフレット、HP、体験

入学等を通じて公開されている（同 1-2）。

予算については、経理規程に基づいた学内手続（理事会決議）を経て、決定され、補正予算についても同様の手続が行われたことが明記され、また、決算額が最終予算内で収まっていることは、評価できる。

中長期の目標・計画については、自己評価報告書での記載がなく、提出資料も見受けられないため、評価ができない状態である。これらは、教育理念や目的といった概念と年度の事業計画や単年度の収支予算とをつなぐ重要なものであるため、作成されていないのであれば、早急に整備するとともに自己評価を行うことが望まれる。

3-4 監査

自己評価 （ ③ 2 1 ）

第三者評価 （ 3 ② 1 ）

私立学校法の定めに基づき、監事の監査報告書が提出されていることは、監事監査に関する記述が全般的に不十分といえる中では、評価できる事項といえる。

監事監査については、監査報告書を提出していることの確認はできるものの、監事監査は実効性があるか、形骸化していないかという観点から、監事の選任方針をどのようにしているか、監査に関する規程が整備されているか、監査の計画が策定されているか（会計監査及び業務監査が行われているか）、監査の実施過程で発見された指摘事項が書面で報告されているか、それに対して現場から改善報告がなされているか、といった観点からの記述及びその裏付けとなる資料の提出が望まれるところである。

3-5 財務情報の公開

自己評価 （ 3 ② 1 ）

第三者評価 （ 3 ② 1 ）

「財務書類等閲覧規程」に基づき、HP で情報公開を行っているとしている（自己評価報告書 3-5）とおり、HP には、平成 27 年度計算書類を大科目ベースで記載された財務情報が開示されている。「財務書類等閲覧規程」という規程が作成され、それに基づき、HP において、平成 27 年度の計算書類が開示されていることは評価に値しよう。なお、学校法人の財務情報は、一般的に関係者以外は分かりづらいものであり、情報公開請求者が理解しやすいような情報公開についての検討を行っているかの自己評価の記載も望まれるところである。

基準 4 専修学校設置基準及び理学療法士・作業療法士養成施設指

定規則との適合性

4-1 教職員の採用及び組織編制

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第 2 条 5 に則り、免許を受けた後 5 年以上理学療法に関する業務に従事した理学療法士、及び作業療法に関する業務に従事した作業療法士を専任教員として採用、学園の建学理念を尊重し、その目的達成に貢献するための学校組織編成を行っている。

採用時において、理学療法士科は整形分野や中枢分野、地域リハ分野等、また作業療法士科は身障分野、老年期分野、精神分野等、個々の専任教員が実務経験で培ったそれぞれの専門分野に偏りが生じないよう細心の注意を払っている。

実際の教員の採用に関しても、経歴や臨床経験、専門分野を考慮してバランス良く採用されている。

4-2 必要数の教員確保

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に則り、現状として、学生へのきめ細やかな学習効果が得られるよう、専任教員については必要最低数より 1~2 名多く採用している。このことで学生に関わる時間をより多く確保し、生活面での指導や相談を親身に行っている。また、急な退職等が生じても関係法令に基づく必要最低数の教員を常に維持することが可能となる。定規則第 2 条 4 に則り、教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち 6 名以上は理学療法士又は作業療法士である専任教員を確保している。

各学科 6 名以上の専任教員を確保していることは、大変評価できる点であり、その成果として、きめ細やかな学生指導や、卒業後のフォローが充実している。

4-3 カリキュラムの適切さ

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則による教育内容に準じたカリキュラムを体系的に編成されている。

受審校独自の個性のあるカリキュラムを編成し、他校との差別化が図られている。平

成 29 年度のカリキュラム改定では、コミュニケーション能力を向上させるための教育としてコミュニケーションスキルやソーシャルスキルの講義を 1 年次から導入し、現代の学生が抱える課題の解決に積極的に取り組もうとしている。また、理学療法士科では、日本理学療法士協会が、新たに指定養成規則に取り入れようとしている、薬理学、救命救急医学、地域理学療法を先取りして導入している。今後このカリキュラム改定がより高い教育効果が望める。

4-4 時間割設定の適切さ

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に規定された単位数を満たし、かつ目標とする人材養成を実現できる時間割が設定されている。

月曜日から金曜日の定期授業を原則として講義が設定され、理学療法士科、作業療法士科で共用教室の同時使用がないよう前期・後期ごとに配慮された時間割設定がなされている。学園内の内部監査を教学監査部門により 1 年に 1 度、時間割の適切さについて助言や提案を受け、改善につなげている。

時間割上は空きコマとなっている時間は、ロングホームルーム、解剖学や生理学の復習時間に充てるなど、担任が中心となり工夫しながら運用している。

4-5 履修指導・学習相談の適切な実施

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

担任を中心に学生面談を通して、学業に専念できるよう細やかな個別指導が行われている。また、経済的困窮者に対する学園独自の支援体制を設け、経済的な理由でドロップアウトすることがないようフォローアップの徹底も図られている。

面談内容は学生情報ファイルに記録され、必要な情報の一部は、担任が学科内会議にて学科教員に報告、必要性に応じて適切な対応を検討するなど、学科内全体で情報を共有し学生の相談に答えられるよう対応している。また、平成 28 年度より臨床心理士による相談室が開設されており、カウンセリングが必要と認めれば、臨床心理士によるカウンセリング実施も可能で、学生自ら相談に行くこともできる環境は整備されているが、利用する学生はまだ少数である。

さまざまな個性を有する学生に対して、学生アンケート（入学生に対する資質、意識調査等）を実施し実態把握をしながら指導に活用している。日本学生支援機構の奨学金を利用している学生が多く、その他学園独自の「特別経済支援制度」を設け、経済的な支援を行っており、それらの相談も行っている。

4-6 施設・設備の整備と活用

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

理学療法士作業療法士養成施設指導要領および教育上必要な機器・器具を整備することを基本として、最新のリハビリテーション現場にも対応できる機器・器具を計画的に整備している。

理学療法士作業療法士養成施設指導要領および教育上必要な機器・器具を整備し活用しており、耐用年数などを管理者が管理し、破損や故障時に対しては必要に応じた修繕、発注がなされている。3年前に厚生局の監査を受け、指導により適切に対応している。

開設から15年が経過しているため、経年劣化や故障等の問題もあり、毎年実施している年次点検のほか、平成28年度に改めて細部にわたる物品点検作業を実施（校務分掌の総務部が中心）し、点検後の予算化など対応していくことを計画され進行中である。

4-7 就職活動に対する支援の適切な実施

評価

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

4年次に学園「学生サポートセンター」内の就職支援担当職員より、就職オリエンテーションが開催され、最終学年時の就職までの流れや、面接や履歴書指導などが行われている。求人票は、職員室前に掲示され、学生は常時閲覧可能となっている。

就職の相談は、担任が中心となるが「学生サポートセンター」就職支援担当の職員にも相談可能となっている。

初年次より担任が個別面談を通して、学生の希望する就職に向けて適切なアドバイスを提供している。また、4年次には、学園主催による「PT・OT・ST3科合同リハ職就職説明会」を近隣のホテルで実施。北海道内を中心とした70～80施設の人事担当者と面談ができるため、進路選択の一つとして学生にとって有益な情報を得る機会となっている。

また、施設側が求める人材像を明確化するため、学生サポートセンター職員が就職先を訪問し、ヒアリング調査を実施している。合わせて、学科教員も同様に、就職先を訪問し、就職採用のお礼と、卒業生との面談の中、悩みごとなどがある場合、相談に乗るなどのバックアップ体制が充実している。

4-8 成績不振者への支援体制の整備

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

今年度より入学試験の状況や入学直後に実施している基礎学力テストを参考に、学園

「学生サポートセンター」内の学習支援担当より計画された「基礎学力教室（国語、数学、理科（物理）」が開催され、今後授業に支障をきたす可能性の大きい入学生に対して、それぞれの学科から選ばれた学生に支援が行われている。

その他、クラス担任を中心に、弱点科目の放課後学習やロングホームルーム内での学習指導などを実施している。

今年度「学生サポートセンター」での「基礎学力教室」が初めて開講された。初年次だけでなく、各学年に学習面で問題のある学生がおり、担任を中心に学科教員が協力して成績不振者への支援を行っている。また、保護者とも連携した学習支援体制の構築にも努めている。成績不振者への支援体制は整備されている。生活支援、就職支援、学習支援の3本柱で学生をバックアップしている。これらの支援体制は、充実している。

基準5 職業実践専門課程の認定要件の適合性

5-1 教育課程編成委員会等の適切な運営

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 ② 1)

年3回の委員会を実施し、いただいた意見を学校教育に活かしている。業界全体の動向や地域の医療政策に関する知識ある委員と共に、近年の学生の実態を踏まえた中で教育課程編成委員会の中で積極的な意見交換を行い、学校組織における教育課程委員会でカリキュラムの改善を検討し、職員会議で周知させている。

会議での意見を参考に、平成29年度入学生から新カリキュラムでの教育が新たに始まる。その後の成果を検証し、更なるカリキュラムの見直しや教育改善の必要性を今後も会議の中で意見を反映していく体制が整っている。

理学療法士科では、日本理学療法士協会が、新たに指定養成規則に取り入れようとしている、薬理学、救命救急医学、地域理学療法を先取りして導入している。今後このカリキュラム改定がより高い教育効果をあげることが期待される。

5-2 医療・介護福祉施設と連携した実習・演習等の有効な実施

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

理学療法士科・作業療法士科ともに「臨床見学実習」「臨床実習Ⅰ」「臨床実習Ⅱ」「臨床実習Ⅲ」が教育課程に位置づけられており、医療機関や介護老人保健施設等での臨床実習を行っている。年1回「臨床実習指導者会議」等において学校側と企業等（医療機関等）との意見交換を行うなど、教育課程の編成にあたり貴重なご意見をいただき連携体制を確保している。

臨床実習以外にも、理学療法士科・作業療法士科それぞれで、企業（医療機関等）との連携のもと病院、施設での体験学習などの授業展開を行っている。

早期の臨床体験を意識して、1年次より臨床見学実習を取り入れ、855時間の臨床実習時間を設定している。

5-3 教育活動等の情報の公表

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

教育活動に関する情報は、ホームページ、パンフレット等を通じて公開し、また体験入学等に参加される高校生や社会人、保護者の方にも説明・公表しているが、情報の項目は網羅されているが、内容の詳細が不十分である。

教育活動に関する情報は、ホームページ、パンフレット等を通じて積極的に公開していく方針が望まれる。また、体験入学等の場では参加される高校生や社会人、保護者の方にも理学療法士、作業療法士についての説明とともに受審校の特徴など教育活動の情報を提供することが望まれる。

5-4 医療・介護福祉施設の人材育成のニーズの把握

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

臨床実習訪問を全教員が年間複数施設に対して行っており、臨床現場の担当者からの情報を学校内に持ち帰り、学科内教員での共有を図り学生指導に活かしている。

また、学園「学生サポートセンター」内の就職支援の職員が担当している訪問先からの企業情報も共有して、学内学生指導に活用している。

卒業生の勤務先への採用時訪問や臨床実習訪問の中での卒業生への評価等を計画的に情報収集し、学内指導に反映するように取り組んでいる。

卒業生への追跡調査、施設へのヒアリング調査などを徹底的に実施しており、人材育成のニーズを把握する体制は出来ている。その結果、新卒者の定着率は高い。

5-5 学会・講習会受講後の学内へのフィードバック体制

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

教職員研修規程により、年度初めに理学療法・作業療法各学科教員全員の研修年間計画を作成し、計画的に遂行していくこととなっている。そのほか、必要によって校長の命によって研修を指示する場合もある。それらに関しては、主に全国開催されている学会・講習会やその内容の共有が必要な学会・講習会での内容に関して、職員会議や各学科の会議内にて報告し学科教員または学校教員全体として、その内容の共有を図る場が

設けられる。

現在、計画された全ての学会や研修会・講習会のフィードバック体制が整備されておらず、教職員全員の勤務調整を図るなどの取り組みも必要となってくる。

5-6 学外の専門家の学内教育の参画

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

年3回の委員会を実施し、いただいた意見を学校教育に活かしており、平成29年度入学生からの新カリキュラム内に意見を活用することができている。

また、学外専門家については、学生に実施している授業アンケートなどの意見も参考に講師選定を行い、最新の知見を講義いただけるよう取り組んでいる。

基準6 内部質保証

6-1 自己点検・評価及び学校関係者評価の組織的な実施

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

学校関係者評価会議を年3回の委員会を実施し、いただいた意見を学校教育に活かしている。

外部委員からみた評価は、学校側で評価している部分と、また違った視点での見解もあり、いただいた意見を参考とし学内教育の中に活用できる部分は活用するよう、教職員の中にも周知を図っている。

リハビリテーション評価機構の第三者評価でも指摘なく認証を受けた。内部監査制度、教学監査制度を有し、公開授業を実施し、教員相互で授業見学を実施し、授業内容の研究に努めている。

6-2 自己点検・評価及び学校関係者評価の結果の公開

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

自己点検・評価及び学校関係者評価結果をホームページにて公開している。学校関係者評価委員会は年3回の会議を実施し、その中で議論された内容・意見に関して委員の皆様へ評価いただきまとめられたものを公開している。

6-3 自己点検・評価及び学校関係者評価の結果に基づく組織的な改善の取組

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

評価結果をもとに教育環境整備を組織的かつ可及的に進めている。理学療法士科・作業療法士科それぞれの学科で取り組むべき問題、学校として取り組むべき問題を明確にして、組織的な改善に努めている。しかし、毎年、課題の指摘があり、改善を求められている。

6-4 FD・SDの組織的な実施

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 ② 1)

理学療法士科・作業療法士科それぞれの教職員は、年間1回以上の公開授業を計画し、学科を中心とした教職員と、FD・SD推進室職員の参観のもと授業が公開され、その後の授業検討会にて指導を受け、授業内容の改善、教える技術や方法の向上が図られている。

今年度より、本学園内にFD・SD推進室が新たに設置され運営がなされている（これまでは教育支援室という部署が本学園に存在し授業改善が図られていた）。以降FD・SD推進室の計画のもと、教員の授業改善（FD）、職員の職務内容改善（SD）に向けた積極的な取り組みが期待される。

今後、FDの組織的な取り組みがより活発化され、学生教育に反映され、結果に結びつくことを期待する。

6-5 FD・SDの組織的な実施の結果に基づく組織的な改善の取組

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

今年度より、学園内にFD・SD推進室が新たに設置され運営がなされている。以降FD・SD推進室の計画のもと、教員の授業改善（FD）、職員の職務内容改善（SD）に向けた積極的な取り組みが期待される。

教職員は、年間1回以上の公開授業を計画し、学科を中心とした教職員と、FD・SD推進室職員の参観のもと授業が公開され、その後の授業検討会にて指導を受け、授業内容の改善、教える技術や方法の向上が図られていることは、大変、高く評価できる。継続して公開授業の取組を実施していただきたい。

基準7 学修成果

7-1 単位取得・進級・退学・卒業等から判断する学修成果

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

卒業認定会議、進級認定会議、年度末総括会議、年度教育計画会議を実施している。また、学力や心理面等などで問題を有する学生には、面談して学科会議にて対応策を検討し、必要に応じて保護者に連絡し連携を図っている。また、学校生活や実習等で問題が発生した時は早急に保護者に連絡し対応を行っている。現状は基礎学力低下や心理的理由を背景に退学者の増加傾向がみられている。

原級留置者を含まない進級率、卒業率、卒業率は、入学年度毎に差はあるが、卒業率から見ると、理学療法士科では、平成24年入学では、81.8%、作業療法士科では、62.8%の卒業率となっている。原因は、4年次への進級時に、退学又は原級留置になる学生が認められる。3年次の臨床実習1の対策の必要性が望まれる。

7-2 資格修得から判断する学修成果

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

国家試験対策ゼミ、業者模試実施後の個別フィードバック、国家試験対策講義を実施しているが、国家試験合格率はほぼ毎年全国平均は上まっているものの、近年両学科揃っての全員合格には至っていない。

作業療法士科では、国試担当教員を配置し、国試分析、予想を実施している。両学科とも、専任教員による国試対策講義、リハドリルの導入、国試塾の外部委託などの工夫を実施している。国試不合格者に対する指導体制も充実している。

7-3 学生による授業評価等から判断する学修成果

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

学生から得た授業アンケートの意見を教員にフィードバックして、授業方法の改善を図っている。しかし、非常勤講師のアンケート評価結果が低い科目が少なくない現状がある。授業アンケートを実施し教員の授業内容改善が図られているが、非常勤講師にまで反映することができていない状況がみられる。

訪問調査により、授業評価の集計結果などは公開されていることが確認された。非常勤講師についてもアンケート評価結果が公開されている。受審校は、「わかる授業」から「出来る」授業を目指しており、授業アンケート評価結果を分析し、更なる改善が期待される。

アンケートの結果分析には、非常勤講師の評価平均が年々低下傾向にあるとの記載があり、なぜ低いのかなどの検討の必要性が求められる。

7-4 卒業後の就職状況等から判断する学修成果

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

年度内全員就職内定取得を目標に取り組んでおり、就職支援をする学園本部（学園サポートセンター）との連携を図り、学生への個別支援を行っている。現状では、ほぼ100%の就職率を維持している。

理学療法士科と作業療法士科とも道内就職希望者がほとんどを占める中、就職ガイダンスを実施し、その後の個別指導で手厚くフォローされている。

7-5 卒業生・就職先等関係者の意見等から判断する学修成果

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

同窓会を管理する教員を配置し、卒業生と学校とのパイプ役として機能し、関係する情報の収集をしている。また、採用時訪問に際し、就職先の施設のスタッフから卒業生の状況や学校への要求事項の聴取に努めている。

就職採用時の訪問等で得た情報の一元管理がなされておらず、教員間における卒業生の情報共有や学修成果の検証作業が必要である。折角の貴重な情報が生かされていない可能性がある。

基準8 教育目標として設定した専門技術の習得

8-1 医療面接技術の習得

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

演習授業において、礼法等のスキル向上の機会を設けており、面接技法においてはOSCEを実施し、フィードバックにて技術向上させている。しかし、面接技術に必要なコミュニケーションを上手くとれない学生が増えている現状がある。

2回のOSCEを実施し、技術の習得を目指している。2回のOSCEの間には、個別フィードバックを実施し、個々の課題を明確にし、解決に取り組ませている。

受審校ではOSCEを実施することで学生の臨床能力の底上げを図られていることは大変評価されるが、障害評価のプロセスから機能障害と能力障害を関連付けるような内容にまで発展させ、到達度の評価と学習支援体制の更なる整備が望まれる。

8-2 診療記録や他職種からの情報収集と収集した情報の統合

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

多職種への理解と情報収集の意義について、演習授業で学習させ、PBL を用いて各情報収集の統合する技術の習得を図るよう努めている。

PBL の実施では、障害像の把握から治療プログラム立案までを小グループでディスカッションし、理解を深めている。学習の援助には、訪問担当教員が関り、学生個々の能力を把握しながら臨床実習の援助方法も検討している。

今後、模擬患者を想定して、障害評価のプロセスから機能障害と能力障害を関連付けるような OSCE を実施する必要性がある。

8-3 評価技術の習得

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

各分野別評価法の授業の充実や臨床実習前の OSCE の実施などにより、対象者への評価技術を習得させている。確認項目として、理学療法士科では、ROM-T、MMT を実施させている。作業療法士科では、医療面接と移乗動作・ROM-T について実施させている。OSCE を実施している中、気になった点について、即時フィードバックを実施し、学生に指導を行っている。被験者として卒業生も加わり学生の到達レベルを確認している。

今後、模擬患者を想定して、障害評価のプロセスから機能障害と能力障害を関連付けるような OSCE を実施する必要性がある。

8-4 得られた結果を基に統合と解釈する能力の習得

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

得られた評価結果の統合と解釈について演習授業等にて学習させ、PBL 学習において問題解決および評価結果を統合する作業をさせ、その能力を習得させている。

今後、模擬患者を想定して、障害評価のプロセスから機能障害と能力障害を関連付けるような OSCE を実施する必要性がある。

8-5 治療目標の設定

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

各分野別に授業で適切な治療目標を設定する能力を演習授業にて習得させている。また、PBL 学習を用いて各症例の予後を予測し、適切な治療目標を設定する学習をさせその能力を習得させている。

模擬患者を想定して、障害評価のプロセスから治療目標の設定まで考えさせる、OSCEを実施する必要がある。

8-6 治療プログラムの立案と実施する能力の習得

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

各専門分野の治療学の授業と PBL 学習を用いて、各疾患に対する治療プログラムの立案と実施する能力を習得させている。

模擬患者を想定して、障害評価のプロセスから治療プログラム立案と実施まで考えさせる、OSCE を実施する必要がある。

8-7 未習得者に再指導を実施する体制

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

未習得者に対しては、各教員が授業資料の提供や再指導をするよう努めている。未習得者に対しては、再 OSCE を実施して能力の獲得を支援している。

8-8 臨床実習前の時期に臨床経験を考慮した教育

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 ② 1)

臨床実習前に礼法や他者との関わり方の演習授業を実施し、OSCE や PBL 学習を実施し、臨床経験を考慮した教育を行っている。

3年次の臨床実習1でリタイアする学生が多い現状があり、退学率を高める要因の一つになっている可能性も否めず、臨床実習1に臨む学生の臨床能力の底上げを図る指導体制の整備が望まれる。

基準9 臨床実習における産学連携

9-1 臨床実習前の学生の到達レベルのチェック

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (3 ② 1)

臨床実習前に OSCE を実施し、実施後に学生にフィードバックを行い、評価の低い学生には、その後に再び OSCE を実施している。また、授業で PBL を実施し、各学生の臨床思考過程の習熟度を確認している。

模擬患者を想定した、障害評価のプロセスから、治療目標の設定、治療プログラム立

案を経験できる OSCE の実施が望まれる。

9-2 学生の到達レベルのチェック体制の連携

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

臨床実習前に卒業生も評価者に関わり OSCE を実施している。また、実施直後には卒業生から学生へフィードバックも実施している。

9-3 臨床実習目前に意見交換の場の設定

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

臨床実習前に「臨床実習指導要綱」を用い、それぞれの実習の内容、到達目標、必要書類、課題、注意事項等について説明、周知をしている。また、それぞれの学生個別に実習担当教員が面談等を実施している。

9-4 意見交換の場での討議の充実

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

毎年開催する臨床実習指導者会議や実習訪問時において、施設の指導者との意見交換の時間も設けて討議や意見をいただいております、必要な内容について学生に指導している。検討課題については各学科会議にて検討をしている。

臨床実習指導者会議では、前年度お世話になった学生の結果報告、新入生の状況、今年度お世話になる学生の状況説明が行われ討議されている。

9-5 臨床実習指導者と教員との緊密な連携体制

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

臨床実習において教員は施設を訪問しており、学生の課題を明確にし、実習指導者との緊密な連携体制をとっている。その内容を臨床実習訪問報告書に記載し、保管している。また、突発的な状況があれば即座に学科教員間で情報共有、討議してその後の対応について、実習指導者との連携体制を図っている。

9-6 教員の臨床実習施設での学生指導の参加体制

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

実習地訪問にて実習指導者と協議し、学生の課題について明確にして情報共有を図っ

ている。また、学生の実習場面に教員が直接関わり、指導に反映することもある。

学生の実習場面に教員が直接指導にかかわる現場があることは、非常に評価できる。また、学生の臨床場面の見学を要請してくる施設も増加している。今後も、協力体制を強化して、見学できる施設や指導に参加できる施設を増やしていただきたい。

9-7 学生に対する実習評価について臨床実習指導者の理解

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

臨床実習指導者会議において学生への実習評価について説明し理解を求め、訪問時などで評価についての問合せがあったときは、即座に対応している。

9-8 学生に対して、課題をフィードバックする体制

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

実習後に発表会を実施し、実習指導者の評価と発表評価をもとに、全学生に実習のフィードバックを実施している。また、課題の多い学生には学科内で指導内容を協議して、学生の指導に反映させ、状況によっては保護者に内容を連絡している。

9-9 臨床実習施設間での学生指導の連携

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

それぞれの実習施設間での学生指導の連携を図るために、「学生情報用紙」を用いて学生の実習状況や課題などを記載したツールとして使用している。また、状況によっては実習前に直接電話にて学生の課題などを連絡している。

基準 10 社会貢献・地域貢献

10-1 社会貢献・地域貢献

自己評価 (③ 2 1)

第三者評価 (③ 2 1)

教育資源（人材・設備等）を受審校に関係する職能団体の研修会や会議に学校施設を提供している。また、中学・高等学校での職業理解のための職業体験や模擬授業体験の要望に可能な限り応じている。更に、地域のイベント等に積極的に参画している。

平成 26 年度には、学校法人設立 50 周年を記念して、地域貢献を目的に様々なイベントに参加している。その他にも、学校近隣で開催されるミニ大通お散歩祭りでは、体験

コーナーを設置し、公開講座も開催し、参加者に好評を得ることができている。

10-2 ボランティア活動

自己評価 (3 ② 1)

第三者評価 (3 ② 1)

病院、施設からの行事のボランティア活動の募集案内を多く受け入れており、地域のイベントにも学生がボランティア活動をしているが、活動を希望する学生が減少する傾向がみられる。

ボランティアの要請は、学生部が受付、各担任に情報を下し、学生がボランティア活動に参加しやすい体制を整えている。

以 上